

- (65) Minutes of the Annual General Meeting of the British Olympic Association, February 27th, 1936. [BOA.nc]
- (66) *The Times*, March 7 1936, p. 13.
- (67) Minutes of a Meeting of the British Olympic Council, May 7th, 1936. [BOA.nc]
- (68) Minutes of a Meeting of the British Olympic Council, June 3rd, 1936. [BOA.nc] 一九四〇年オリンピック大会のロンドン招致と招致撤回の過程については、拙稿「オリンピック大会を自然死させよ！ ―戦前二つのオリンピックをめぐるイギリス協調外交―」、有賀郁敏、他著『近代ヨーロッパの探求 8 スポーツ』ミネルヴァ書房、二〇〇二年を参照。
- (69) Lord Aberdare, "Olympic Games have a special place outside politics". in *World Sports*, May 1936, pp. 5-6.
- (70) *The Times*, March 7 1936, p. 13.
- (71) Lord Aberdare, op. cit., pp. 5-6.

ment. Paris, April 1936. [MRC/MSS.292/80891/1] オリジナルは「プロテクト」運動へのウォルター・シトリーンの関与について、『体育史研究』第一九号が若干の情報を提供している。なお、国際フェアプレイ委員会の創立総会にロバート・モンドが出席していたことは確認できている。

- (55) Philip Noel-Baker to F. E. Warner, January 14th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (56) F. E. Warner to Philip Noel-Baker, January 19th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (57) Philip Noel-Baker to F. E. Warner, January 20th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (58) Rennie Smith to Philip Noel-Baker, January 3rd, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (59) The Committee on Fair Play in Sports, a Statement of the Case against American Participation in the Olympic Games at Berlin, n.d. [NBKR/6/54/3]
- (60) Eric Koubo to Philip Noel-Baker, January 10th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (61) Philip Noel-Baker to Norman Angell, January 17th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (62) Samuel K. Maccabee to Norman Angell, December 13th, 1935. [NBKR/6/54/1] 一九三六年八月一日にニューヨークのランタール島（マンハッタン島北東部に浮かぶ小島）で、ユダヤ人労働者委員会とAAU共催により世界労働者競技カーニバルが開催された事実がある。[Edward S. Shapiro, "The World Labor Athletic Carnival of 1936: An American Anti-Nazi Protest", *American Jewish History*, Vol. LXXIV, No. 3, March 1985.]
- (63) 上野卓郎「一九三六年バルセロナ人民オリンピック」『国際スポーツ評論』一九三六年巻とチェコ紙誌からみた―』一橋論叢』第一〇二巻第三号、一九八九年九月、三一六頁以下を参照。
- (64) David J. Whitaker, *op. cit.*, p. 135.
- (65) *Ibid.*, p. 140.
- (66) Minutes of a Meeting of the British Olympic Council, January 30th, 1936. [BOAnc]

ギリスにおけるベルリン・オリンピック反対運動（一九三五—一九三六年）—労働者スポーツ組織の主導的役割について—」『尚美学園短期大学研究紀要』第一〇号、一九九五年、を参照。ノエル・ペーカーがNWSAの運動を好意的に評価したのは、両者の間にオリンピック精神の強調とベルリン大会反対の論拠に関する共通理解ができていたことに、大きな要因があったと思われる。その点については、次の資料の内容から明らかである。それは、NWSAが加盟するAAAの規約第三七条に基づいて、AAA臨時総会をその加盟組織に対して呼びかけた手紙（二月一七日付）である。以下に、NWSAの見解がよく表されている箇所を引用する。「ベルリン大会の組織委員会は以下のように明言しています。『大会の創始者の精神の中に、国際オリンピック委員会は、青年の祭典や奉仕の祭典を、そしてスポーツと人々の友情や人類の高貴さへの価値を見出しています。つまり私たちは、ドイツで大会を開催することによって、これらの目的を達成することは不可能であり、それ故、イギリスのスポーツマンはアマチュア陸上競技協会を通じて参加を取り止めるべきである、という意見を持っております。政治はスポーツに介入すべきでないと言われてきました。わが国や多くの別の国々では介入の事実はありませんし、全国労働者スポーツ協会はアマチュア陸上競技協会等の忠実な加盟団体なのであります。しかし、ドイツ政府は、スポーツを統制するためにその政治機構を利用しています。一九三二年にわが協会によって準備されたスポーツ・ツァーが禁じられ、競技する相手になっていたクラブが抑圧され、多くの指導者が強制収容所へ送られ、カソリックとプロテスタントの組織が彼ら自身のスポーツクラブを維持することを、あるいはスポーツと関わることを拒否されました。彼らがナチ・ユージェントカナチが支配するスポーツクラブに加盟する意志を持たない限り、そうされたのでした。実際に、ユダヤ人、労働組合員、ナチ党の党員でない者がスポーツに参加することはまったく不可能なのです。』」[Letter from the National Workers' Sports Association to affiliated clubs to the Amateur Athletic Association, December 17th, 1935. [MRC/ MSS.292/808.91/1]] ちなみに、次のことも指摘しておかねばならぬ。それは、NWSAがノエル・ペーカーも執行委員に名を連ねるイギリス労働党およびTUCの庇護のもとに創設された組織であった、という事実である。

(33) F. E. Warner to Philip Noel-Baker, January 10th, 1936. [NBKR/6/54/1]

(34) International Committee for Preserving Olympic Idea, FAIR PLAY. To All Friends and Supporters of the Olympic Move-

日頃より一二月二日までに書かれ、エイブラハムズに送られていた。このノエル＝ベーカーの投書をエイブラハムズが『タイムズ』に送らなかった理由は、本論で示したとおりである。なおここで、用語使用について確認しておきたい。BOAの公式文書等でOlympic charter (憲章) の用語が使用されるのに対して、ノエル＝ベーカーはOlympic protocol (議定書) の用語を用いている。両者は同一のものであるが、当時イギリスで、これらの用語使用に慣例があったのかどうかは確認できていない。本論では、引用文を除き、オリンピック憲章と記す。

- (43) Philip Noel-Baker to W. P. Crozier, nd. [NBKR/6/54/1]
- (44) *The Manchester Guardian*, December 7th, 1935, p. 8.
- (45) Philip Noel-Baker to Monty, November 30th, 1935. [NBKR/6/54/1] E・A・モンタギューの論説は、一月三〇日にはすでに草稿としてノエル＝ベーカーの手元にあった。モンタギューから送られてきたものであった。ところで、本稿の註10に示したネット前掲書において、彼は、その著書の二〇一頁と註19でMontyをMontefioreとしているが、MontyはE. A. Montagueの愛称であり、Montefioreとは別人である。この誤認によって二〇一頁の彼の記述は、不正確なものとなっている。次の二頁の資料はこの事実確認の傍証となる。[Philip Noel-Baker to W. P. Crozier, nd.; W. P. Crozier to Philip Noel-Baker, December 2nd, 1935. [NBKR/6/54/1]]
- (46) *The Manchester Guardian*, December 5th, 1935, pp. 9-10.
- (47) *Ibid.*, December 6th, 1935, pp. 11-12.
- (48) M. Steinberg to Philip Noel-Baker, December 18th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (49) A Copy of a Resolution attached to Letter from M. Steinberg to Philip Noel-Baker, December 18th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (50) Philip Noel-Baker to M. Steinberg, January 6th, 1936. [NBKR/6/54/1]
- (51) *Ibid.*
- (52) 拙稿「アントワープ労働者オリンピックアドとウォルター・シトリン」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第二号、二〇〇一年一〇月、九五頁を参照。なお、NWSAが主導したイギリスのベルリン・オリンピック反対運動については、拙稿「イ

- (33) 一九三五年一月四日の英独フットボール・マッチをめぐる抗争と国際関係について Brian Stoddart, "Sport, Cultural Politics and International Relations: England versus Germany, 1935", in Norbert Müller and Joachim Rühl (eds.), *Olympic Scientific Congress 1984 Official Report: Sport History*, Niederrhausen, Schörs-Verlag, 1985, pp. 385-411; Peter J. Beck, *op. cit.* が詳細な研究でもある。
- (34) Stephen G. Jones, *Sport, Politics and the Working Class: Organised Labour and Sport in Inter-war Britain*, Manchester, Manchester University Press, 1988, p. 182.
- (35) Richard Holt, "The Foreign Office and the Football Association: British Sport and Appeasement, 1935-1938", Pierre Armand and James Riordan (eds.), *Sport and International Politics: The Impact of Fascism and Communism on Sport*, London, E & FN Spon, 1998, p. 54.
- (36) 拙稿「イギリス反ファシズム・スポーツ運動へのウォルター・シトリンの関与について」『体育史研究』第一九号で筆者は、英独フットボール・マッチをめぐるシトリンとサイモン内相との論戦について、「スポーツの自律性」と「スポーツの政治的中立性」の主張のぶつかり合いとして描いた。
- (37) Notes of Deputation from Trades Union Congress to the Home Secretary, Monday, 2nd December, 1935. [Warwick University, Modern Records Centre=MRC/MSS.292/808.91.2]
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (40) イギリス・オリンピック協議会はBOA委員と各競技団体の代表により構成される機関であり、一九〇五年のBOAの創立とくもに設置された。
- (41) Minutes of a Meeting of the British Olympic Council, December 3rd, 1935. [British Olympic Association=BOA Minutes, ncl]
- (42) Philip Noel-Baker to the Editor of the Times, nd. [NBKR/6/54/1] 『タイムズ』の編集長に宛てたこの投書は、一月二八

- (26) G. W. Cadbury to Philip Noel-Baker, November 18th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (27) Will A. F. to Philip Noel-Baker, November 26th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (28) ノエル＝ベーカー文書に所蔵された亡命者の証拠文書のうちで、英文「オリンピック問題に関するいくつかの事実」Some Facts relating to the Olympia Question が、ウィルが同封してきた「報告書の訳文」である公算が大きい。原文はドイツ語のタイプ打ち『オリンピック資料第一号』ドイツとオリンピック大会ユダヤ人スポーツマンの扱いに関する事実』Olympia-Material, Nr.1. Deutschland und die olympischen Spiele: Tatsachen über die Behandlung der jüdischen Sportler de. 1935. また、前書が文書⑥題目に Unser Bericht kann noch durch einige streng vertrauliche Bemerkungen, die auf keinen Fall veröffentlicht werden dürfen, ergänzt werden. であり、これにこの英訳文が添付されており、しかも、ドイツ語原文の「前書き」として『我々の報告は、公表されずに機密の保持されている文書によって補うことがまだ可能である』と題する短い文書が付けられていたのである。亡命者が残した証拠文書に関しては、拙稿「資料解題」ノエル＝ベーカー文書に収められた亡命者のナチ・スポーツ情報資料』『尚美学園短期大学研究紀要』第一二二号、一九九八年で、発信の意図と内容、及びノエル＝ベーカーの主張との関係を明らかにしたが、その際、九月二六日付のノエル＝ベーカーからハロルド・エイブラハムズ宛の手紙の中で、『亡命者が残したかなり質のよい証拠文書』のことが示唆されていたことから、少なくとも一つの文書は九月二六日以前にノエル＝ベーカーの手元にあったことを指摘した。さらに、この論文のための資料読みの段階で、右記の文書は、一月二六日付のウィルからノエル＝ベーカー宛の手紙に同封されていた公算が大きいことがわかった。このように、ナチスのユダヤ人スポーツマンや組織の差別的扱いについて詳述した文書は、複数の人物を通してノエル＝ベーカーの手元に別々に届けられたと理解すべきである。
- (29) Philip Noel-Baker to Will A. F., November 28th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (30) Philip Noel-Baker to W. P. Crozier, December 4th, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (31) Harold Abrahams to Philip Noel-Baker, December 3rd, 1935. [NBKR/6/54/1]
- (32) Philip Noel-Baker to Harold Abrahams, December 4th, 1935. [NBKR/6/54/1]

勝し、一九三〇年代半ばにはアマチュア陸上競技協会（A A A）代表としてB O A委員であった。映画『炎のランナー』の主人公の一人。

- (16) 国際連盟同盟 (The League of Nations Union) は、国際連盟協会 (The League of Nations Society) と自由国民連盟協会 (The League of Free Nations Association) の代表が第一次世界大戦終結直前の一九一八年一月一〇日にロンドンで会合を持ち、「国際正義、相互防衛、恒久平和を保障するための自由な人民の世界連盟の結成を促進するため」に合同・創立された組織でもある。[Donald S. Birt, *The League of Nations Union 1918-1945*, Oxford, Clarendon Press, 1981, p. 11.] この組織には、ノエル・ベーカー、ノーマン・エンジェルらの他に、ロバート・セシルのような著名な保守党の政治家や後の労働党党首クレメント・アトリーも加わっていた。

- (17) David J. Whitaker, *op. cit.*, p. 125.

- (18) 国際連盟同盟がギャロップ世論調査をモデルに、戸別訪問による調査として組織したものの。平和投票の質問項目は一九三四年一〇月に作成され、後に問題となる質問項目が追加され、平和投票は実施された。これは、六〇〇の議会選挙区に投票委員会を設け、五〇万人以上の開票点検者が調査・開票に当たったとされる。[David J. Whitaker, *op. cit.*, p. 123; A. J. P. Taylor, *English History, 1914-1945*, Oxford, Clarendon Press, 1965. [都築忠七訳『イギリス現代史』第二巻、みすず書房、一九八七年、五五頁以下]を参照]

- (19) David J. Whitaker, *Ibid.*

- (20) テイラー (都築訳)、前掲書、五七～五八頁。

- (21) Philip Noel-Baker to Harold Abrahams, September 24th, 1935. [NBKR/6/54/1]

- (22) Harold Abrahams to Philip Noel-Baker, September 25th, 1935. [NBKR/6/54/1]

- (23) *Ibid.*

- (24) Philip Noel-Baker to Harold Abrahams, September 26th, 1935. [NBKR/6/54/1]

- (25) Ida M. Whitworth to Philip Noel-Baker, October 23rd, 1935. [NBKR/6/54/1]

- Peter J. Beck, *Scoring for Britain: International Football and International Politics, 1900-1939*, London, Frank Cass, 1999.
- 最後のページの著書は、彼の前掲論文と同様「ノエル・ベーカー文書 (NBKR) を利用して書かれたものである。本稿のテーマに重なる部分の記述は二〇〇〜二〇三頁に見られるが、ヘルリン・オリンピックに関するノエル・ベーカーの主張と行動の全容は未だ解明されていない。因みに、イギリス・スポーツ史に関する研究史的総括をおこなっているリチャード・ホルトも、一九三〇年代イギリス・スポーツ史研究はこれからの研究領域であると指摘している。[Richard Holt, "Sport and History: The State of the Subject in Britain", *Twentieth Century British History*, Vol. 7 No. 2, 1996, p. 240.]
- (11) アメリカ合衆国におけるヘルリン・オリンピック反対運動に関する研究は多数を数えるが、以下の代表的な文献・論文が参考となる。Allen Guttmann, *The Games Must Go On: Avery Brundage and the Olympic Movement*, New York, Columbia University Press, 1984; *The Olympics: A History of the Modern Games*, Urbana, University of Illinois Press, 1992; "The Nazi Olympics and the American Boycott Controversy", P. Arnaud and J. Riordan (eds.), *Sport and International Politics: The Impact of Fascism and Communism on Sport*, London, E & FN Spon, 1998; Stephen R. Wenn, "A Tale of Two Diplomats: George B. Messersmith and Charles H. Sherrill on Proposed American Participation in the 1936 Olympics", *Journal of Sport History*, Vol. 16 No. 1, 1989, pp. 27-43; "A Suitable Policy of Neutrality? FDR and the Question of American Participation in the 1936 Olympics", *International Journal of the History of Sport*, Vol. 8 No. 3, 1991, pp. 319-335; "Death-knell for the Amateur Athletic Union: Avery Brundage, Jeremiah Mahoney and the 1935 AAU Convention", *International Journal of the History of Sport*, Vol. 13 No. 3, 1996, pp. 261-289.
- (12) Philip Noel-Baker to Evan A. Hunter, May 22nd, 1933. [The University of Cambridge, Churchill College, Churchill Archives Centre, Noel-Baker Papers. = NBKR/6/15/21]
- (13) Ibid.
- (14) Evan A. Hunter to Philip Noel-Baker, May 25th, 1933. [NBKR/6/15/2]
- (15) ハロルド・エイブラハムズは「ユダヤ系イギリス人で一九二四年のパリ・オリンピックの一〇〇メートル・スプリントで優

Peter J. Beck, "Confronting George Orwell: Philip Noel-Baker on International Sport. Particularly the Olympic Movement as Peacemaker", J. A. Mangano (ed.), *Militarism, Sport, Europe: War without Weapons*, London, Frank Cass, 2003. がある。

このバック論文の核心は、一九四五年末のデイナモ・モスクワ(ソ連サッカー・チーム)のイギリス・ツアー終了後に『トリビューン』に発表されたジョージ・オーウェルの「スポーツ精神」と題する論説に代表されるネガティブな国際スポーツ論評と、戦前から熱心な国際スポーツの主唱者であったノエル・ベーカーの折々の発言や論説とを対比して、オリンピック運動を含む国際スポーツが国際平和を推進する力でもあり国際紛争の原因ともなる、というその両面価値的な性格を炙り出すことにあつた。なお、イギリスのオリンピック理念擁護の組織的運動については、以下の拙稿を参照してほしい。「イギリスにおけるベルリン・オリンピック反対運動(一九三五―一九三六年)―労働者スポーツ組織の主導的役割について―」『尚美学園短期大学研究紀要』第一〇号、一九九五年、一―二三頁。「反ファシズム闘争期のイギリス労働者スポーツ運動―共同・統一へ向けての試み―」、成田十次郎先生退官記念会編『体育・スポーツ史研究の展望―国際的成果と課題―』不昧堂出版、一九九六年、二〇七―二二五頁。「イギリス反ファシズム・スポーツ運動へのウォルター・シトリーンの関与について」、日本体育学会体育史専門分科会誌『体育史研究』第一九号、二〇〇二年、一五―二八頁。さらに、両大戦間期イギリスのスポーツと政治・外交について研究した文献に以下のものがある。Stephen G. Jones, *Workers at Play: A Social and Economic History of Leisure, 1918-1938*, London, Routledge & Kegan Paul, 1986; Stephen G. Jones, *Sport, Politics and the Working Class: Organised Labour and Sport in Inter-war Britain*, Manchester: Manchester University Press, 1988; Martin Polley, "The Foreign Office and International Sport, 1918-1948", unpublished Ph. D. thesis, St. David's University College, University of Wales, 1991; Martin Polley, "Olympic Diplomacy: The British Government and the Projected 1940 Olympic Games", *International Journal of the History of Sport*, Vol. 9 No. 2, 1992, pp. 169-187; Stephen G. Jones, "The British Government and the Olympic Games in the 1930s", *The Sports Historian*, No. 7 (1), 1997; Richard Holt, "The Foreign Office and the Football Association: British Sport and Appeasement, 1935-1938", Pierre Arnould and James Riordan (eds.), *Sport and International Politics: The Impact of Fascism and Communism on Sport*, London, E & FN Spon, 1998, pp. 51-66;

(7) *Man of Sport, Man of Peace*, p. 152.

(8) *Ibid.*, pp. 152-154.

(9) Philip Noel-Baker, "Olympics: too precious to be ruined by politics" in *The Guardian*, March 17, 1980, p. 9. この論説の中から、ベルリン・オリンピックに関する記述を取り出すと次の通りである。「私は一九三六年のベルリン大会には行かなかったが、『タイムズ』に手紙を書いて、私が欠席した原則的立場についてはつきり述べた。すべてのケンブリッジ競技者の中でもっとも卓越した者の一人ゴッドフリーを見なかったことを、私は生涯にわたり後悔し続けてきた。〔中略〕私の原則的立場は強固であった。ヒトラーはドイツ・チームからユダヤ人、カソリック教徒および『活動家』を除外することによって、オリンピック憲章を侵害した。私は、ドイツの国内オリンピック委員会の議長に手紙を書いて抗議した。彼はカール・フォン・ハルトと言い、一九一三年にミュンヘン・スポーツクラブでの私のクラブメイトであった。しかし、ベルリンに行かなかつたという私の自己犠牲は、有益な目的のために何の奉仕もしなかつた。それはヒトラーに何の害も与えなかつた。私の出席は彼を役立たずにしたかもしれないというのに。〔中略〕大会は彼に決定的な屈辱を与えた。彼がスタジアムに鉤十字とナチのスローガンを掲げたとき、国際オリンピック委員会は直ちに彼に命じてそれを降ろさせた。彼は従わざるを得ず、その事実はその日のうちにドイツ国民に知れ渡つた。／さらに、いっそう重要なことであるが、大会がドイツ人に与えたメッセージは、ヒトラーの「アーリア」人種主義およびドイツの軍事力に関する軍国主義的発言が正しくなく、ばかげていて、猥褻である、というものであつた。そのメッセージは、世界最高の競技者たちは黒人―四個の金メダルを得たジェス・オーエンス、ウッドラフ、その他―である、というものであつた。また、これらの偉大な競技者たちが立派な人々であり、すべての人から愛され賞賛された、ということであつた。／そのメッセージは、すべての国民の中から選ばれた競技者たちが、スポーツマンシップという同じ理念によって鼓舞され、共通の関心と友情の絆によって結ばれた一つの偉大な幸福な家族であつた、ということであつた。そのメッセージは、見る目のある者に、ナチの教義とナチの実践について嫌悪を抱かせた。」

(10) ノエル＝ベーカールの国際スポーツに関する主張とジョージ・オーウェルの同様の主張を対比して考察したユニークな研究に、

- (1) *Man of Sport, Man of Peace: Collected Speeches and Essays of Philip Noel-Baker, Olympic Statesman 1889-1982*, compiled by Don Anthony. London, Sports Editions Limited, 1992, p. 154. この文献は明治大学商学部教授の寺島善一氏にお借りした。さらに寺島氏には、筆者をドナルド・アントニー氏に紹介して下さる等、便宜を図っていただいた。ここに記して感謝を表したい。
- (2) David J. Whitaker, *Fighter for Peace: Philip Noel-Baker 1889-1982*. York, William Sessions Limited, 1989.
- (3) デーヴィッド・ロング／ピーター・ウィルソン編著『危機の二〇年と思想家たち―戦間期理想主義の再評価―』(ネルヴァ書房、二〇〇二年、二三頁)。なお、同書第二章のローナ・ロイド「フィリップ・ノエル・ベーカーと法による平和」、三二～六四頁は、日本で紹介された唯一ともいえるノエル・ベーカー研究の労作である。ノエル・ベーカーに関する研究は日本では皆無に近いのが現状である。
- (4) モスクワ・オリンピック・ボイコットについては、以下の文献を参照。(英語文献) Christopher R. Hill, *Olympic Politics: Athens to Atlanta*, 2nd ed., Manchester, Manchester University Press, 1996; Allen Gutmann, *The Olympics: A History of the Modern Games*, 2nd Ed., Illinois, University of Illinois Press, 2002. (邦語文献) 清川正二『スポーツと政治―オリンピックとボイコット問題の視点―』ベースボール・マガジン社、一九八七年。
- (5) *Man of Sport, Man of Peace*, p. 52.
- (6) 一九九六年一月一〇日付のドナルド・アントニーから筆者宛の手紙。ノエル・ベーカーとアントニーの主張と行動について知ることのできる日本語の文献は以下の通り。川本信正『スポーツ賛歌―平和な世界をめざして―』岩波ジュニア新書、一九八一年、一〇九～一二六頁。寺島善一「ユネスコと体育スポーツ・フィリップ・ノエル・ベーカーの貢献を中心として―」『体育・スポーツ評論』三号、一九八八年、七七～八〇頁。「ドナルド・アントニー博士講演要旨」、明治大学国際交流センター編『学術国際交流参考資料集 No. 215《オリンピックムーブメント一〇〇周年》』所収、一九九六年、四～二九頁。

民の調和と和解の理想を象徴する」オリンピック大会へは、手本となる国として参加せねばならないと断言した⁽²⁾。また、ユダヤ人等の差別的扱いの問題はドイツ国内の政治問題であり、「スポーツは非政治的であるべき」であるから、この差別問題に介入することは「オリンピックに政治を持ち込み、不和を煽る」ことになる、とも主張した⁽³⁾。以上、両派の見解の相違ははっきりしている。ノエル＝ペーカーら反対派は、ナチスの差別的行為はオリンピック憲章違反の行為であって、BOAはこの問題の解決を図るようにIOCに要請すべきであるとしたのに対して、エイブラムズら賛成派は、これはドイツ国内の政治問題であるし、IOCがすでに決定している事項に干渉すべきでないとしたのであった。

したがって、問題は次の点に行きつく。つまり、ノエル＝ペーカーらが、ナチスの行為がオリンピック憲章違反であると事実をもって示し得たときに、どのようにしてIOCの決定を覆させるかであった。しかし、それは不可能であった。第七節で示した通り、BOAは一九三五年一月三日の会議で、オリンピック大会の開催についてはIOCの権限がドイツ政府の権限に優先することを確認するとともに、IOCの決定を絶対視していた。BOAがIOCの決定は絶対だとしたとき、IOC委員でないノエル＝ペーカーのような人々が、ナチスによるユダヤ人競技者の差別的扱いを事実を挙げて立証し得たとしても、IOCの決定を変更させる道は閉ざされていたわけである。それ故、ノエル＝ペーカーも再三語ったように、IOCの決定が下された後では、大会開催地をベルリンから移転させることはほぼ不可能であった。そのことを承知の上で、ノエル＝ペーカーは、バイエルンIOC会長に公開書簡を送るとともに、『マンチェスター・ガーディアン』でベルリン・オリンピックの問題状況を世論に訴えたのであった。オリンピック憲章の既述の二つの条文に謳われた参加資格の平等の原則が、当時の彼にとっては、絶対譲れない原則として最優先されるべきものと考えられたからである。

イオルのようにノエル・ベーカーらの主張に耳を傾けてくれる人もいなくはなかったが、大半はアバーデアやエイブラハムズの見解に同調する人々であった。

ノエル・ベーカー自身、一九三五年二月のBOA年次総会に出席して以降は、国連での活動や労働党の仕事に多忙で、ベルリン・オリンピック開催前にはBOAの会議に一回も出席できなかった。このため、彼のBOA内での影響力は弱まらざるを得なかった。このことが、BOA内で責任ある行動をしているエイブラハムズらの主張や判断に、彼が一目置かざるを得なかった要因である。

そうではあっても、ノエル・ベーカーは、一九三三年五月という早い段階で、第一一回オリンピックのベルリン開催を問題としてBOA内に議論を投げかけたこと、エイブラハムズの意向を尊重して『タイムズ』への投書は取り止めたことが、『マンチェスター・ガーディアン』では投書を公表して世論を喚起したこと、さらには、IOC会長バリエラツールに公開書簡を送り彼の見解を求めたことは、勇気ある行動として歴史的に記憶されてよいことである。

ノエル・ベーカーやE・A・モンタギューらベルリン・オリンピック反対派の主張は、BOA内の賛成派の主張とは、以下の点で決定的に異なっていた。両派は、オリンピック憲章の侵害は許さないとする点では一致していたが、ナチスによるオリンピック憲章からの逸脱行為への制裁という点では、まったく意見を異にしていた。ノエル・ベーカーらは、オリンピック憲章の条文、端的に言えばすべての競技者の平等の原則に違反することは許さない、つまりナチスのユダヤ人競技者等の差別的扱いを許さず、IOCの責任において、その問題が解決されない限りベルリンでのオリンピックの開催を認めるべきでない」と主張した。ノエル・ベーカーは国連を通じての平和運動でも、ドイツの侵略行為に対しては断固たる制裁の主張を貫いていた。

他方、BOAのアバーデアやエイブラハムズらは、IOCの決定は絶対であり、その決定が覆らない限り、「諸国

「ユダヤ人競技者を迎える」「すべての競技者はフェアプレイを確信していた」「ユダヤ人のオリンピック参加者に対する権利の侵害はない」「憲章の侵害を容赦しない」となっている。結びの小見出し「憲章の侵害を容赦しない」では、オリンピック憲章が侵害されているとIOCが疑念を抱くようであれば、ベルリンでオリンピックが開催されるはずはないから安心して欲しいと記す一方で、この間の新聞報道のあり方に苦言を呈している。「新聞は、出来事の実況の状況を大衆に知らせる義務を遺憾にも怠っているように思われるし、真の教義を広めるかわりに、その政治的な反感や国際スポーツに対する憎しみを煽り立てることを選択している。スポーツは非政治的であるべきであり、同胞意識の促進、協調、そして不和のない競争による国際的友情のための最良の媒体である」と。彼が非難する新聞報道とは、ラインラント進駐以降のドイツの国際スポーツ政策の侵略的危険性を暴露するものであったと思われるが、彼は、友情をすべての人にもたらすはずのオリンピックに政治を持ち込み不和を煽ることに、遺憾の意を表明したのである¹⁾。アバーデアのこの論説も、既述の「基金の訴え」に関する提案や『タイムズ』掲載のポータルらの投書と目指すところは同じで、友情・フェアプレイ・政治的中立であった。

一一、結 論

ノエル・ベーカーは苦渋の選択の結果、一九三五年二月七日付の『マンチェスター・ガーディアン』で投書を公表し、ベルリン・オリンピックの開催に反対する意思表示をおこなった。この彼の投書は、国内外でフェアプレイ運動に携わる人々からの反響を呼び起こしたものの、イギリスでオリンピック運動を実質的に担っている人々に影響を与えることはできなかった。AAA統括委員会委員のE・A・モンタギューとの協同も実を結ばなかった。モンテフ

そこでのイギリス代表団の使命を訴えるものであった。彼らは自分たちの使命を次のように自覚していた。「イギリス・オリンピック協議会は、ベルリンにチームを派遣することでスポーツの最大の利益に寄与すると確信しています。オリンピック大会は常に諸国民の調和と和解の理想を象徴するものでありましたが、もし世界情勢のこの非常に危機的な段階で、世界がしばしば手本を求めているこの国が、ほとんど他のすべての国からの競技者を含むはずの大会にまったく代表を送っていないとすれば、この理想はまったく不幸であるほかないでしょう」と⁽⁶⁸⁾。

ベルリン・オリンピックが三ヶ月後に迫った五月七日のイギリス・オリンピック協議会の会議では、基金からの資金供与について以下の提案が可決された。これもエイブラハムズの提案で、「イギリス・オリンピック協会が基金の欠如によって、統轄団体によって指名された一定の競技者を引き受けることができない場合には、統轄団体はそのような競技者の費用を支払うことが許されること」になった。次に、IOCの財政状況が悪化しているというバイエールツール会長からの手紙を受けて、「ピエール・ド・クーベルタン基金」のためにイギリスからも寄付を募ることが同意された。また、イギリス代表団にビレッタ帽とネクタイが支給されることも決定された⁽⁶⁹⁾。そうして、六月三日の協議会の会議では、一九四〇年のオリンピックをロンドンで開催する申請を行うことが承認され、ロンドン市長にIOC宛に招待状を送ってもらえるよう「依頼すべきことが満場一致で決議された。」⁽⁷⁰⁾

さらに、BOA等の公式機関誌の役割も果たしている『ワールド・スポーツ』の五月号に、「オリンピック大会は政治の外に特別な場を占めている」と題するアバーデアの論説が掲載された。この論説の最初の小見出しは「友情」である。アバーデアに言わせれば、「勝利の月桂冠よりも文明にとつて大きな価値を持つ」ものが、オリンピック祭典から得られる友情であった。これに続けて小見出しは順に、「素晴らしい精神」「どうして大会はドイツに割り当てられたか」「その時ヒトラーは権力の座になかった」「ドイツ政府は干渉しない」「反ユダヤ政策を恐れなくともよい」

を未だに終わらせたフランコの反乱が勃発すると、彼は早くも七月末の第三一五庶民院議会で、スペイン共和国支援の立場を鮮明にして、「我々は、スペイン政府に国際法の慣例が認めるすべての便宜を与えるよう政府に促し」たいと訴えていく⁽⁶⁵⁾。実際、彼は一九三七年二月にクレメント・アトリー（終戦直後の労働党政府の首相）らとスペインを訪れ、ドイツとイタリアに軍事支援されたフランコ軍に対して原始的な武器しか持たない共和国軍の悲惨な状況を、『タイムズ』への投書やさまざまな機会の論戦で、事実をもとに世論に訴えた。このように、ノエル・ベーカーは、一九三六年三月以降、ナチスの侵略阻止とスペイン共和国支援の活動に没頭していったのである。

他方、BOAは、ベルリン・オリンピック反対運動に影響されることなく、大会参加のための準備を進めていった。一九三六年一月三〇日のイギリス・オリンピック協議会の会議では、アマチュア体操協会から体操チームの派遣、「備品・輸送・宿舍委員会」の五名の委員の選出、馬術競技への陸軍チームの派遣等が確認された⁽⁶⁶⁾。続く二月二七日のBOA年次総会では、ガルミッシュ・バルテンキルヒェンでの冬季競技会が終了したことを受けて、この競技会が「素晴らしく成功を収め、組織化がみごと」であったと賞賛されるとともに、イギリス代表の競技成果が報告された。そして「もし適切に訓練されていないか未だに国際的水準（認められる水準は今や非常に高くなっている）に達していない競技者が派遣されていたならば、それは一国の信用を高めはしなかつたろう」と強調され、それが「チームに出資して彼らを援助している統轄団体の誠実な支援」のおかげであったことを伝えている⁽⁶⁷⁾。

新聞やBBCの冬季競技会期間中の優れた報道と好意的な批評に気をよくしたイギリス・オリンピック協議会の委員らは、『タイムズ』の編集長宛に協議会議長のポータル、副議長のバーレイ、アバーデア、基金名誉会計担当のノエル・カーチス＝ベネットの連名で投書を送っている。その投書は三月七日付で掲載された。内容は、『タイムズ』社に援助を要請するとともに、その紙面を使って基金への募金を呼びかけ、そしてベルリン・オリンピックの価値と

するという慎重さに欠ける判断をおこなったことを考えるならば、結局彼は、オリンピック憲章擁護というフェアプレイ運動の理念や目的については賛同したにしても、その活動についてはそれほど関心もなく、行動も共にできなかったというところであろう。ノエル・ベーカールにとって、オリンピック運動を前進させることが最大の関心事であって、その基調となるオリンピック憲章に反する行為は絶対に許されるべきでないと考えていた。したがって、ナチスの逸脱行為はもろろんのこと、オリンピックとは別の対抗オリンピックアドを開催することも、彼にあつてはオリンピック運動を破壊するものと映つたのである。

一〇、一九三六年前半のベルリン・オリンピック参加をめぐる動向

以上のように、ノエル・ベーカールの主張は一九三六年一月一〇日までしか辿ることができなかった。このことは、ノエル・ベーカール文書にその後のオリンピック関連の資料が存在しないというだけでなく、同年三月七日のドイツ軍のラインラント非武装地帯への進駐という事態を受けて、ノエル・ベーカールがナチの侵略行為を阻止すべく、議会内外の闘いに全力を傾けていったことによると思われる。

ナチスのラインラント侵攻の一〇日後の三月一七日、ノエル・ベーカールは、第三一庶民院議会で、政府が戦争に よることなく平和的手段でナチスの侵略行為を止める方策を講ぜよ、と訴えている。また議会の外でも、彼は、ウインストン・チャーチル、ノーマン・エンジェル、ウォルター・シトリーン、ロバート・モンドらとともに関与した「自由と平和の防衛のための焦点」の活動を展開し、「ヒトラーによるラインラント再占領の蛮行を遺憾とし、遅きに失する前に世論を喚起する必要を宣言する」焦点声明を発した⁶⁴。これに加えて、バルセロナ人民オリンピックアド

マカビーの手紙や通信では、対抗オリンピックアードの意義や各国での準備の様子について述べられていたのであるが、ノエル・ベーカーはかなり強い調子でこれらの対抗オリンピックアードに反対している。理由は引用文にあるように、オリンピック運動に癒しがない傷跡を残すということにあった。ノエル・ベーカーがマカビーの手紙より知り得た対抗オリンピックアードとは、ロサンゼルスにおいて「ベルリンで予定されている大会とほぼ同時期に開催されることになっている対抗オリンピックアード」とオーストリアのザルツブルク祭であった⁽⁶²⁾。この時点（一九三六年一月）では、まだバルセロナ人民オリンピックアードの具体的計画はなされていない⁽⁶³⁾。このマカビーの手紙は、対抗オリンピックアードについてイギリスに伝えられたもつとも早い時期の情報であったが、その信憑性はきわめて低い。ロサンゼルスでの対抗オリンピックアードなど存在しなかったし、ザルツブルク祭は対抗オリンピックアードではなかった。オーストリアでは一九三四年二月にドルフス独裁制が確立しており、ナチ・オリンピックに対抗する勢力は壊滅されていたのである。

最後に、本節での考察のまとめをおきたい。ノエル・ベーカーは『マンチェスター・ガーディアン』に投書を公表して以降、ベルリン・オリンピック反対を主張する国内外の組織の関係者から手紙を受け取った。とりわけ、フェアプレイ運動に関わる国際組織、アメリカの組織、イギリスの組織の責任ある人物からほぼ同時期に手紙を受け取った。しかし、ノエル・ベーカー文書には、F. E. ワーナーへの返書は残されているが、国外の人物への返書は存在しないので、国際的に展開されたフェアプレイ運動に関するノエル・ベーカーの真意をはっきりつかむことはできない。イギリス国内のフェアプレイ運動に関しても目的には賛成していたが、その方法まで含めて賛同したかどうかは疑問である。

ただし、彼が対抗オリンピックアードの開催に断固反対であったという事実、しかも、信憑性のない情報をもとに即断

組織委員会のサミュエル・K・マカビーからノーマン・エンジェル宛に送られたものであった。ノーマン・エンジェルは、国際連盟による平和を唱える集団安全保障論の代表的論客であったが、彼もノエル・ペーカーも国際連盟同盟をはじめ、さまざまな平和・軍縮運動で行動をともにしており、懇意の関係にあった。そのエンジェルが、手紙の内容がオリンピック運動に関わるものであったから、ノエル・ペーカーに助言を求めるために転送してきたのである。

マカビーからノーマン・エンジェル宛に送られてきた文書は二つあり、一つはエンジェル宛の私信であり、もう一つは右記委員会の通信であり、二通とも一二月一三日付で送られたものであった。これらの手紙と通信について意見を請うために、ノーマン・エンジェルがノエル・ペーカーに手紙とともにそれらを送ったのが一月一〇日であった。彼からの問いかけの手紙に対して、ノエル・ペーカーはマカビーからの手紙と通信を読んで、次のような返答をしている。

親愛なるエンジェル

アメリカ親善オリンピック協会組織委員会についてあなたに助言を与えることに、驚きを隠せません。オリンピック大会情勢の全体的な展開は破滅的であり、私の考えでは、進むべき最良の道が何処にあるのかがはっきりいたしません。しかし、現在助言するといえますと、私は対抗オリンピックアドへのイギリスの参加には断固として反対です。私は、五〇万ドルを集めたにしても、対抗オリンピックアドは失敗するだろうと信じておりますし、対抗オリンピックアドは癒すことの難しい傷跡をオリンピック運動に残すでしょう。

私は、再度オリンピックの友人たちと状況全体について話し合うつもりでおりますが、さらに留意すべきことがありましたら、あなたにお手紙を差し上げるでしょう(6)。

スミスの手紙の用件は、アメリカ側の運動とノエル・ベーカーの個人的な影響力を結びつけることにあった。その手紙には、「私は、アメリカ側のものをあなたに提供いたしますが、あなたご自身が経験されたことやお考えのことを我々の側からも広めてよいのかどうかについて、あなたと話し合いたいと思います」と記されていた⁵⁸。彼は、アメリカの「スポーツにおけるフェアプレイに関する委員会」（以下、アメリカ・フェアプレイ委員会と略す）の事務局長チェンバレンとも直々アメリカで議論を重ねており、この運動でアメリカとイギリスをつなぐ人物の一人であった。彼がノエル・ベーカーに送った資料かどうかは確定できないが、確かにノエル・ベーカー文書には六〇頁に及ぶアメリカ・フェアプレイ委員会のパンフレット⁵⁹が収められている。

もう一つの反響は国際組織からのものであった。一月一〇日付のブリュッセル発信で、オリンピック理念擁護国際委員会書記長のエリック・クーボからの手紙が届いたのである。クーボの手紙はノエル・ベーカーへの依頼であった。依頼の第一は、「私たちは、ベルリンに大会を留めることに反対する闘いに特別に充てられる『スポーツ・ロイヤル』の次の版で、あなたの抗議文の全文を掲載するつもり」であるが、それに手を加えてくれるのであれば大歓迎であること、第二は、「現在イングランドのこの領域（ベルリン・オリンピックに反対する運動）で正確に何がなされているのかを知らせて」欲しいということ、である⁶⁰。

これら二人の手紙に対するノエル・ベーカーの返書の写しがノエル・ベーカー文書には存在しないので、アメリカのフェアプレイ運動並びに国際的なフェアプレイ運動について彼がどう評価していたのかはわからない。返書の写しが存在しないことについては、返書が送られなかったと考える方が妥当であろう。

次に挙げる手紙と資料はノエル・ベーカー宛のものではなかったが、その手紙の受取人から手紙の内容について助言を求められた関係で、ノエル・ベーカーの手元に届いたものである。その手紙は、アメリカ親善オリンピック協会

創設についてお伺いしたことに大変興味を掻き立てられました。もちろん、私は貴委員会の目的に完全に同意いたします」と短いが大変好意的な返答をされており、会議への出席の要請については、仕事に追い立てられていて時間がとれないと詫びている⁽⁵⁵⁾。ノエル・ベーカーがこの委員会の目的に賛同したのは、イギリス・フェアプレイ委員会がフェアプレイの原則を擁護するという観点からオリンピック憲章を重視していたことに最大の理由があったと思われる。

その後、再度ワナーから一月一九日付の手紙がノエル・ベーカー宛に送られており、そこでは、ノエル・ベーカーの手紙がイギリス・フェアプレイ委員会の会議で読み上げられ、大変な激励となったことを伝えるとともに、個人的に会うことができないかを打診していた⁽⁵⁶⁾。これに対するノエル・ベーカーの返書は一月二〇日付でなされ、やはりここでも外国に行くのすぐには時間がとれないが、二月五日以降なら時間をあけるように努力したいと伝えている⁽⁵⁷⁾。この手紙をもってノエル・ベーカー文書の書簡資料は終わっているので、その後ノエル・ベーカーがワナーと手紙をやり取りしたのか、またイギリス・フェアプレイ委員会と関わりをもったのか、については不明である。

(二) 諸外国の反響

フェアプレイ運動についての情報は、イギリス・フェアプレイ委員会からのものにとどまらず、諸国外からも複数寄せられており、それによってノエル・ベーカーはフェアプレイ運動の国際的展開についてかなり理解が進んだはずである。彼は、これらの運動に対して自らの主張を明らかにしているので、その点にも注目したい。

最初の反響はアメリカからであった。「ヨーロッパの友」の書記レニー・スミスは、『マンチェスター・ガーディアン』掲載のノエル・ベーカーの投書の内容に共感して、ノエル・ベーカーのもとへ一月三日付で手紙を送ってきた。

んでおりません。ですから、私はあなたに委員の名前をお伝えできませんが、どうかご容赦ください。もしあなたが個人的に委員会に出席され、現在までの委員会の詳細な活動を理解していただけるのであれば、私たちは大変嬉しく思います。さらにまた、もしあなたが私どもの仲間になることを決意してくださるのであれば、私たちはあなたの経験による援助に対して深く感謝申し上げます(53)。

この手紙から以下のこと指摘できる。列举すると、第一に、イギリス・フェアプレイ委員会が、ノエル＝ペーカーの投書から直接的な刺激を受けて、一二月七日から翌年一月一日までの間に設立されたこと、第二に、この委員会が大部分はあまり有名でないスポーツ愛好者より成り立っていること、第三に、この国の遺産であるフェアプレイの原則への共感を得るものとしてオリンピック憲章をみなしていること、第四に、ノエル＝ペーカーはこの委員会の設立には関与しておらず、この時点で委員会への参加を求められていること、である。

イギリス・フェアプレイ委員会はアメリカやヨーロッパの国々の運動に呼応して組織化されたものである。一九三五年の一月二七日にパリで各国の代表を集めてオリンピック理念擁護国際委員会(当時、国際フェアプレイ委員会とも別称されていたので、以下この別称で記す)が創立され、その創立総会へはイギリスからも何名かが出席していた。そして、四ヶ月後の一九三六年四月に各国へ送られた「フェアプレイオリンピック運動のすべての友人と支持者へ」と題する英文と仏文のリーフレットには、イギリスからウォルター・シトリーン、ロバート・モンド、F・E・ワーナーの三名が署名したのであった。当然のことながらワーナーにはイギリス・フェアプレイ委員会書記の肩書きがついていた(54)。

このワーナーの手紙へのノエル＝ペーカーの返書は一月一四日付でなされた。ノエル＝ペーカーは、「貴委員会の

H・エルヴィンからの申し出により、AAAに対してアントワープ労働者オリンピックアードへのBWSAの参加許可を求める代表団に名を連ねている⁽⁵²⁾。

さて、次の反響は、ベルリン・オリンピック反対運動で重要な役割を果たした「スポーツにおけるフェアプレイに関するイギリス委員会」(以下、イギリス・フェアプレイ委員会と略す)の書記F・E・ワーナーからもたらされた。ノエル・ペーカーは、一月一〇日付の手紙をワーナーから受け取った。ワーナーはその手紙で、ノエル・ペーカーの『マンチエスター・ガーディアン』掲載の投書に共感を示すとともに、ノエル・ペーカーにイギリス・フェアプレイ委員会への参加を呼びかけた。彼の手紙は、イギリス・フェアプレイ委員会の活動について大切なことを記しているので、その内容を以下に示す。

親愛なるノエル・ペーカー氏

少し前にあなたは、目前に迫ったドイツでのオリンピック大会の問題について、『マンチエスター・ガーディアン』に投書されました。私は、その手紙が、至るところでスポーツマンの間に広がっている感情に明確な形を与えるとともに、上記の名称の委員会(イギリス・フェアプレイ委員会)の創設のための直接的な刺激として役だった、と言えるだろうと思います。この委員会は、多くの多少なりとも有名な(主にあまり有名でない)スポーツ愛好者から成り立っています。「中略」私たちは、この問題で警告を発することを切望いたします。と申しますのも、私たちがこの国のスポーツマンの遺産であると感じている生来のフェアプレイの基盤に立って、純粹に広く共感を勝ち得ることのできるものとして、この憲章(オリンピック憲章)をみなしているからです。私たちはまた、不公平な立場に仲間の一人か二人を追い込むかもしれないような、道理に合わない早まった宣伝を望

彼らが要求する先はBOAであり、彼らの決議はベルリン・オリンピックをボイコットするよう求めるものであった。

このスタインバークの手紙へのノエル・ペーカーの返書は、年を越してからなされた。彼は年末から年始にかけて「各地を転々としていた」ので返信が遅れたと謝罪している。ノエル・ペーカーの返書では、「ご親切にもお送りいただいたドイツにおけるオリンピック大会の問題に関する決議を読み、非常に嬉しく思いました。もちろん私は、無条件にその決議に同意いたしますし、決議が表明する見解が広くわが国に行き渡ることを期待しております」と記しており、彼が自分の見解と一致するモンタギュー・バートン社のフットボール・クラブの決議に賛同したことがわかる⁽⁵⁰⁾。

我々が注目したいのは、これに続く文章である。つまり、「私は、労働者スポーツ協会の圧力と『マンチェスター・ガーディアン』の編集長の圧力の他には、どのような組織的な試みもイギリス・オリンピック協会に加えられるのではないかと心配いたします⁽⁵¹⁾」という記述である。この記述から、ノエル・ペーカーが『マンチェスター・ガーディアン』への自身の投書やモンタギューの論説とともに、NWSSAの反対運動をかなり肯定的に評価していることがわかる。モンタギュー・バートン社のフットボール・クラブの運動を知るまでは、彼の目には『マンチェスター・ガーディアン』の記事とNWSSAの運動だけが組織的な圧力と映っており、彼はこれらの試みに期待していたのである。

因みに、この時点では、ノエル・ペーカーはNWSSAと直接的な関係を持たなかったようであるが、翌年の一九三七年六月、イギリス労働者スポーツ協会(BWSSA、一九三六年四月にNWSSAから名称変更)議長のハーバート・

いて考察する。

投書に対する最初の反響は、モンタギュー・バートン社福祉課のM・スタインバーグと名乗る者からであった。スタインバーグからノエル・ペーカー宛の手紙が一九三五年一月一八日付で届けられた。リーズ（現在の西ヨークシアの都市）にあるこの会社はユダヤ系イギリス人所有の被服製造会社であったが、多くのスポーツクラブを抱えており、たぶんそうしたスポーツクラブを統轄する部署が福祉課であったのであろう。スタインバーグからの手紙は、この会社のフットボール・クラブが加盟するウエスト・ライディング・カウンティ・フットボール協会に提案した決議について、ノエル・ペーカーの助言を求めるものであった⁽⁴⁸⁾。この手紙に添付された決議の内容は次の通りである。

モンタギュー・バートン・フットボールクラブのこの会議は次のように考える。オリンピック大会は、どのよ
うな国、人種、宗教のない社会的コミュニティに属していようが、すべての競技者の平等の原則に基づくべ
きである。

また、次のように考える。競技者間の政治的その他の差別のすべての痕跡は、大会から厳格に排除されるべき
である。〔中略〕

次のことを知る。これらの原則は、ユダヤ人、カソリック教徒、その他の人々への迫害と差別によってドイツ
では組織的に侵害されている。〔中略〕

それ故、我々は次のように考える。わが国はベルリン・オリンピック大会から退去すべきであり、ウエスト・
ライディング・カウンティ・フットボール協会がこの決議を受け入れ、それを（できうるならばイングランド・
フットボール協会の賛同を得て）イギリス・オリンピック協会へ送るよう切に求める⁽⁴⁹⁾。

改めて指摘するまでもないが、ノエル＝ペーカーの投書とモンタギューの論説では、ドイツで起こっている事態についても、オリンピック憲章の二つの条文に違反している事実を挙げてベルリン・オリンピックに反対している点でも、ほとんど論旨に違いはない。

九、ノエル＝ペーカーの投書に対する国内外の反響

(一) 国内の反響

ノエル＝ペーカーがオリンピック運動や平和運動に携わる友人や知人と情報や意見の交換をしつつ、自分の主張を『マンチエスター・ガーディアン』に公表するまでの期間は、一九三五年九月下旬から二月初旬にかけてであった。彼は、『マンチエスター・ガーディアン』への投書によって、自分がなぜベルリン・オリンピックに反対せざるを得なかったのか、そしてオリンピック運動にとつて大会をベルリンで開催することがなぜ問題なのかを世論に訴えて、自分の役割を果たそうとした。ノエル＝ペーカーはこれ以上何か具体的な行動を起こそうと考えていたとは思われない。

しかし、『マンチエスター・ガーディアン』掲載の彼の投書はさまざまな人々や団体の反響を巻き起こし、このことで彼はこれまでとは違った組織の関係者と手紙のやり取りをすることになる。その中心は、その当時フェアプレイ運動と称された欧米諸国のオリンピック理念擁護の運動組織であったが、ノエル＝ペーカーとはオリンピック憲章擁護という考えでは一致しつつも、その運動の方法については異なるものであった。

まず本項では、ノエル＝ペーカーの投書に対するイギリス国内の反響について考察し、次項で諸外国での反響につ

一、オリンピック大会は、平等な立場でまた可能なかぎり完全な状態において、すべての国のアマチュアを招集する。

二、一般的に言つて、ある国に生まれた者か、その国に帰化した国民だけが、その国の国旗の下にオリンピック大会で競技する資格がある。

つまり、五日の論説が説くところは以下の点にあつた。オリンピック憲章の二つの条文のもとで、人種、宗教、政治的信条に関係なく同じ国民であれば平等にオリンピックへの参加を、そしてそのためのトレーニングを保証されねばならないにもかかわらず、ドイツはその原則を無視し、実際にユダヤ人のオリンピックへの参加の道を閉ざしている。しかも、IOCのウィーンとアテネの総会でドイツ代表がその事を誓約していたにもかかわらず、ユダヤ人へのスポーツ差別を繰り返している。こういう二重の約束不履行の事実を、モンタギューの論説は指摘していたのである。そこには、「本質的に競技に関する」問題として、ドイツ国内のナチスによるスポーツ差別の現状を告発するという態度が貫かれていた。

続いて、六日の論説続編については詳細を省くが、要旨は以下の通りであつた。まず、IOCの態度、特に会長バリエラツールの事実反した発言を問題にし、次いでアメリカでの反対運動の实情と問題点を説明し、各国での抗議の様子を紹介していた。アメリカでの運動が強く意識されていて、そこでの反対派の勢力がかなり詳しく報告されていることが、この論説での特徴であつた。そして、アメリカの扇動の問題点が「政治的な立場から主張する人々の扇動が入り込む」ことにあるとしている点は、この論説の意図と関連して、モンタギューの立場や考え方を示すものとして注目しておく必要があるう。

リスと合衆国の印象」であった。

五日の論説には、この論説を公表する意図が記されているので、まずはその意図を確認しておきたい。

ほとんどの人々はまた、多くの国々、とくに合衆国での少数意見が、大会をある別の国へ移転してほしいと望み、もしそれが不可能であれば一九三六年の大会をともに棄権してほしいと望んでいることを知っている。この意見に反対する者は、それを純粹に政治的な根拠に基づくものとして、また、ボイコットによってナチズムへの不同意を示そうとするつまらない欲望であるとして、無視しがちである。実際にはむしろそれとは反対である。

この意見は、オリンピック大会がそれを統括する諸原則の直接的な侵害なしにはドイツで開催されることができない、と考える人々の意見なのである。それは本質的に競技に関するものであり、政治的意見なのではない。

この論説がベルリン・オリンピック反対の主張に同調しているのは明白であるが、それは、反対者が「本質的に競技に関する」問題として対処してきたことを重視している。そして、彼らがどの点でナチスのオリンピックに反対しているのかについて、論説は以下の点を強調する。それは、オリンピック憲章の「現在の問題との重要な関係をもっている二つの条文」と関係しており、「ドイツのオリンピック大会に反対する人々の主な論拠は、ドイツのユダヤ人が今もその他の競技者と平等な立場で競技することができないでいるために、しかも、帝国議会の布告によって彼らもはやドイツ生れの者でも帰化した国民でもないために、それら二つの原則が必然的に侵害されるに違いないというところにある」としている点であった。その二つの原則とは以下の条文である。

事としか理解しえないものであった。しかし、我々は、一月三〇日付でノエル・ペーカーがモンタギューに宛てた手紙から、この論説の作者がアマチュア陸上競技協会統括委員会委員のE・A・モンタギューであることを知ることができる⁽⁴⁵⁾。彼が匿名とした真意は確認できないが、推察するに、BOAがIOCの決定を認めてベルリン・オリンピック参加を決定していたことと関わりがあったと思われる。つまり、ノエル・ペーカーもエイブラハムズの公的な立場を考えて『タイムズ』への投書を取り止めたように、モンタギューもBOAの公式決定に背いて、実名で大会反対の論説を公表することを得策でないと考えたのではなからうか。しかし、ベルリン・オリンピックの抱えた問題を国民に伝えておくことは自分たちの義務である、と彼も考えていたものと思われる。

彼の論説は、ベルリン・オリンピック反対の論拠について、詳細に突っ込んで記しているという特徴があり、イギリス人の手による反対論としてはもともと優れたものであった。そして、第五節で示した通り、この論説は公表前にノエル・ペーカーが読んで支持を表明したものであった。彼ら二人は情報交換をおこなっており、それぞれの立場から反対論を公表することを確認するとともに、おおよその役割分担をしていたものと思われる。彼ら二人は、そしてエイブラハムズもAAA委員であつて、共通の情報や手紙を取り取りする関係にあつたが、内部的にはさまざまな思惑や駆け引きがあつたということであろう。加えて、『タイムズ』がどちらかというBOA委員等の見解を掲載したのに対して、『マンチェスター・ガーディアン』は大会反対論者の手紙や記事を掲載するという、ジャーナリズム側の立場や駆け引きも興味深いところであつた。

モンタギューの論説は二日にわたつて掲載されたわけだが、一二月五日の論説⁽⁴⁶⁾の見出しは、「新生ドイツにおけるオリンピック大会／参加に反する事例／規則による締め出しか？／ユダヤ人競技者のナチによる扱い」であり、翌六日の論説⁽⁴⁷⁾の見出しは、「新生ドイツにおけるオリンピック大会／ユダヤ人競技者の扱い／外国からの抗議／イギ

を送って返答を求めたが、イギリスではノエル＝ペーカーが同様の役割を果たしたのである。

さて、『マンチェスター・ガーディアン』への投書に記されたノエル＝ペーカーの主張の中心については以上の通りであるが、最後に、彼がベルリン・オリンピックを放棄せざるを得なかった事情について一定の総括をしておきたい。つまり、彼は、さまざまな友人たちとの情報や意見交流を通じて、ナチスによるユダヤ人を初めとする非アーリア人スポーツマンの差別の実態をかなり詳しくつかんでおり、しかも、この差別がオリンピック憲章の既述の二つの条文に違反し、また一九三三年のIOC総会でドイツ代表が誓約した事項に反していることを複数の事実から確認できていたことから、これらの事実を目を瞑ってベルリン・オリンピックに参加することはできなかったのである。それは彼の信念に反することであり、オリンピック運動や平和運動で共に闘ってきた人々の信頼を裏切ることであろう。しかし、これは彼の苦渋の選択であったと言える。ベルリン大会を放棄することは容易ならぬ問題ではあるが、我々が参加することで平等の原則の侵害を認めることはできない、と記しているところに、彼の悲痛の決断が読みとれるであろう。

八、『マンチェスター・ガーディアン』に掲載されたモンタギューの論説

本節では、前節で検討したノエル＝ペーカーの二つの投書との関連で、『マンチェスター・ガーディアン』掲載のE・A・モンタギューの論説を取り上げる。

ノエル＝ペーカーの投書が『マンチェスター・ガーディアン』に掲載される直前の一二月五日と六日の同紙に、モンタギューの詳細な論説が掲載された。この論説は「わが運動競技の通信員」によるもので、一般読者には匿名の記

第一一回オリンピックアードがベルリンへ神聖な聖火を運ぶリレー走で幕を開けることを、貴兄もご承知でしょう。明らかに、差別することなく亡きヒーローたちに敬意を払うこともできないような国で、オリンピック聖火は平和のコンテストに火を灯すだろうなどと恥ずかしげもなく「語り」、オリンピック聖火が「さまよえる者よ、汝がスパルタに来るならば……」という看板の向かいにあるテルモピレーまで運ばねばならないとしたら、その火は消えてしまわないでしょうか。それがオリンピック精神なのでしょうか。そのような国は、そもそもオリンピック理念の継承者に値すると思えるのでしょうか。

今日のドイツでのことは、すべてごまかしだと思われます。少数のユダヤ人が形式上招待されておりますし、「ユダヤ人を入れるな」のプラカードがここ数日の間に撤去されつつあります―これはすべて訪問者の関心を引くためのものです。

敬具

R／ウイーン、十一月三〇日

この公開書簡から重要な事実が明らかとなる。つまり、ノエル・ベーカーが一月三〇日付でウイーンからIOC会長バイエラツール宛に公開書簡を送っていたという事実である。残念ながら、ラツール会長からの返書は出されることはなく、『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書にその抜粋が掲載されるまでは、この公開書簡は公衆の目に触れるとはならなかった。しかし、彼がラツール会長に公開書簡を送って、会長自身がオリンピック精神に反するドイツ政府の行為をどう判断しているのか、について問い質したことは重要であった。彼は、BOA内の人間関係に頼って問題解決を図ろうとしたばかりでなく、IOC会長の見解を質すとともにIOC内の議論へと持ち込もうと意図したのであった。アメリカではAAU会長のジュレマイア・T・マホーニーがラツール会長に公開書簡

国際オリンピック委員会への抗議

『マンチェスター・ガーディアン』の編集長へ

拝啓 貴社の読者は、私が国際オリンピック委員会会長のバイエ・ラツール伯爵へ申し入れた公開書簡からの以下の抜粹に関心を持たれることでしょうか。

貴兄のオリンピックアード声明は返答なしに済ますことはできません。それは明らかにユダヤ人問題への言及を含んでいます。さて今日のドイツでは、すべての起こりうる困難がユダヤ人のトレーニングに現れていることは、疑う余地がありません。確かに、若干のユダヤ人に参加するよう求めることは、オリンピック規則の条文に叶っているように思われます。しかし、この規則の精神は、すべてのドイツ市民のトレーニングを等しく奨励していいことで、明らかに侵害されているのです。しかも、重要なのは条文なのか精神なのか、という質問に対して、不幸にも未だ貴兄の返答を頂いておりません。

スポーツが非政治的であるという論点は、今回のオリンピックアードとは無関係です。ドイツでは、スポーツはとことんまで政治的に演じられているのです。ちょっととした例で証拠としては十分でしょう。昨夏、ドレスデンであったかその近郊であったか、テニス・トーナメントの勝者が受賞式で失格にさせられました。彼が百パーセント国民社会主義者であると証明できなかったからです。カソリック・スポーツ協会が禁止されるという事実についてはいまもありません。政府は「政治を排除している」と叫んでいます。世間は違った解釈をしています。完全にスポーツを政治で満たしてしまった政府は、スポーツと政治との関係の中では、政治的な感情によって支配される世界に堪え忍ばねばならないのです。

ンにチームを派遣することがオリンピック原則を危険にさらし、我々が出場することが愚かなことであり、実際に災いをもたらすであろう、と判断を下す意思はないのでしょうか。

この切羽詰まった段階で、ベルリン大会を放棄することは容易ならぬ問題でしょう。しかし、貴社の競技通信員がまったく聡明にも主張されたように、我々が参加することは不可欠の原則の明かな侵害を許してしまうことは、いっそう重大な問題となるでしょう。この原則の上のみ、国際スポーツにおいて友好的に競い合うための世界組織が築き上げられるのです。

敬具

フィリップ・ノエル・ペーカー

ノエル・ペーカーが主張する第一は、大会でもっとも重要なことが「さまざまな国のチームの間に創り出す友愛と理解の精神」であり、「国際オリンピック委員会とチームそれ自身の聡明なメンバーによるこれらの努力〔友愛と理解の精神を作用させる努力〕は、彼らがどのような国家、人種もしくは宗教的コミュニティーに属そうとも、すべての競技者の基本的な平等の原則に基づかない限り、明らかに失敗してしまう」ということ、第二は、一九三五年二月の時点で「ベルリン大会を放棄することは容易ならぬ問題」であるが、「我々が参加することで不可欠の原則の明らかな侵害を許してしまうことは、いっそう重大な問題となる」ということ、であった。ここに示された不可欠の原則とは、前項の末尾で示したすべての競技者の平等の原則を意味した。

次に、I O C 会長バイエ・ラツール宛の公開書簡（抜粋）を以下に引用する。この文書から新たな事実が引き出せるであろう。

礎でありました。その原則は、それが困難を伴うにせよ、オリンピック運動を価値あるものにしていくあらゆることの精神的な基礎でありました。この原則は、応用したときにどんな意味を持つのでしょうか。それは、大会の組織からあらゆる種類の政治的な報酬を排除することを意味し、とりわけ、外の世界との友好的な競技において祖国を代表する名誉を得たいと願う誠実なアマチュアの間にある、政治的その他の差別の影をすべて排除することを意味します。

しかし、大陸の独裁政権下にあるいくつかの「全体主義」体制は、その国境の内側でこの原則をゆゆしくも危機に晒しました。それらの体制は、「政治」をそのもつとも嫌悪すべき形において、あらゆる種類の競技組織に持ち込みました。またそれらの体制は、国民の心の中にあるスポーツの価値をゆがめるために、その権力に潜むものを露にしました。そしてナチ・ドイツでは、貴社の競技通信員がみごとに示したように、この過程は行きつくところまで行ったのです。この過程は、外国の観察者に嫌悪を抱かせるところにまで、そしてドイツ自体では、何がスポーツマンシップかを理解する人々の嘲笑の的となるところにまで至ったのです。そのもつとも嫌悪すべきものが、ナチ党によるユダヤ人の扱いの中に表れています。

国際オリンピック委員会が今日の時点で、次のオリンピック大会が開催されるべき場所を決定せねばならなかったとしたら、彼らは一瞬たりともベルリンを考慮しなかったであろうことはまったく確実です。もし彼らがベルリンに決定したのであれば、オリンピック運動のすべての未来が依存せねばならない不可欠の原則を危険にさらしてしまうことを、彼らが認めたことになるでしょう。しかし、状況がまったく違っていたときになされた決定に彼らが執着するのであれば、この原則をまったく同じように危険にさらしてしまうことを、彼らは理解できないのでしょうか。そして、彼らがそれを理解しえない時には、イギリス・オリンピック委員会が自ら、ベルリ

『マンチェスター・ガーディアン』の編集長へ

拝啓 近代オリンピック運動はちょうど四〇年前に始まりました。それが存在した最初の一〇年間は、その進歩は疑わしく、ゆっくりと進んでいました。ロンドンで大会が開催された一九〇八年においてなお、何人かのもっとも熱心な国際スポーツの信奉者を含めて多くの人々は、その運動がそれほど野心的でなかったのではないか、またその運動自体の内にそれを失敗に帰さねばならないような生得的な弱点を抱えてはいなかったのか、と疑いをもったままでした。一九一二年のストックホルムで、そうした疑念は最終的に取り除かれました。それ以来、ぞつとさせる戦争の逆流にもかかわらず、オリンピック大会は大成功に次ぐ大成功をおさめてきました。一九二〇年にアントワープで大会が復興して以降の短い波乱の時期に、それはすでに名声を勝ち得ており、そのもっとも樂觀的なスポンサーたちは、その短い期間により多くのものを望むことができました。

競技者であろうと役員であろうと、そこで役割を果たした人々にとつて、大会でもっとも重要なことは、彼らに加わる様々な国のチームの間に創り出す友愛と理解の精神なのであります。その精神の作用を目的の当たりにしていない者には、その重要性や力を理解することはできないでしょう。それは疑いなく、国際オリンピック委員会の決然とした粘り強い努力から大部分は生じたのですが、その努力は、参加した何千人もの道理のわかる競技者の自覚的で機敏な努力によつて支えられた真のスポーツマンシップを成り立たせる、礼儀正しさを、慎み、そして公正な価値観を説き付けるためのものでした。

しかし、国際オリンピック委員会とチームそれ自身の聡明なメンバーによるこれらの努力は、彼らがどのような国家、人種もしくは宗教的コミュニティーに属そうとも、すべての競技者の基本的な平等の原則に基づかないかぎり、明らかに失敗してしまふでしょう。その原則は法に基づいており、事実オリンピック運動の立憲的な基

(二)『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書

次に、一月七日付で『マンチェスター・ガーディアン』に掲載された投書について検討する。もともとノエル＝ペーカーは、『タイムズ』に自分の投書が掲載された後で『マンチェスター・ガーディアン』に別の投書を掲載してもらうつもりでおり、「私の心情を吐露した文書が『タイムズ』に掲載されるまでは、『マンチェスター・ガーディアン』の原稿を伏せておくように編集長のクロージャーに依頼していた⁽⁴³⁾。前述のように、『タイムズ』編集長宛の投書は、主にBOAやAAAの返答を求める内容となっていたが、『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書は、諸国民に向けて、四〇年を経過したオリンピック運動の意義と精神、それを侵害するドイツの状況、そして、この切羽詰まった段階でベルリン・オリンピックを放棄する理由を説明する内容になっている。二つの投書は内容的にはほぼ同じものであるが、訴える対象が明らかに違っていたのである。つまり、『タイムズ』編集長宛の投書がエイブラハムズらイギリスのオリンピック運動の関係者に訴えるものであったから、これはエイブラハムズらの立場を考慮して公表を差し控えても我慢できるものであったが、『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書は広く国民に訴えるものであったので、これは是が非でも公表せざるをえなかったであろう。この投書でノエル＝ペーカーの主張を公にすることは、彼の責任であり大儀であったと思われる。

以下に、『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書⁽⁴⁴⁾全文を二つに分けて引用する。この投書は前半部分が『マンチェスター・ガーディアン』編集長宛の手紙であり、後半部分がIOC会長のバイエラツールへの公開書簡の抜粋であった。

ドイツとオリンピック大会／危機にある不可欠の原則

るというものです。

あえて私がそれらの機関に提出しようとする疑問は、以下の点です。

議論の余地のない上記の事実を照らして、どうしたら私たちは、オリンピック議定書が条文においても精神においても、ベルリンで遵守されるようにし向けていくことができるでしょうか。

議定書が公然と違反されたことを知りながら、オリンピック大会が実施され、しかも英国チームが抗議せずに参加するようであれば、オリンピック運動がそこから被るであろう容易ならぬ打撃から立ち直ることを、私たちはどうして期待することができるでしょうか。

大会を禁止することや英国の不参加から生まれる挫折を経験することは、すべての人種とすべての国民の無条件の平等という根本原則を掘り崩すことに劣らず、危険なことでしょうが、そうした平等の原則なくしては、オリンピック運動全体は必然的に挫折するほかないのです。

敬具

フィリップ・ノエル・バーカー

この投書は、オリンピックの理想や環境にそぐわないドイツの差別の実態を突きつけて、IOCおよびBOAの見解を質すとともに方針変更を求める内容となっている。要点を絞って記せば、ノエル・バーカーは、オリンピック憲章の二つの条文に違反し、しかも一九三三年と一九三四年のIOC総会でのドイツ代表の回答を反故にするような、ユダヤ人競技者の差別の実態を明らかにし、「すべての人種とすべての国民の無条件の平等という根本原則なくしては、オリンピック運動は挫折するほかない」から、IOCはベルリンから大会を移転すべきであるし、またもしベルリンで大会が開催されるならばBOAは参加を取りやめるべきである、と主張したのである。

(二) このために、ドイツの競技協会は、ユダヤ退役軍人協会とマカビ組織に対し、トレーニング・コースに向けてオリンピックの優秀な人材を指名するように求めた。それについては、ユダヤ退役軍人協会が一九三四年三月一八日付の手紙で同意している。

(三) ドイツ市民であることだけが、将来のドイツ・チームのメンバーに求められるのであり、非アーリア人も好機をつかむであろう。

(四) ドイツ人のスポーツマンシップと規律は、ユダヤ人競技者に対する示威行動をまったく不可能にした。

これらの保証が与えられなければ、国際オリンピック委員会がベルリンから大会を移転させるであろうことは、疑問の余地がないでしょう。保証が満たされないかぎり、委員会はやはり大会を移転すべきでしょう。国際オリンピック委員会も英国オリンピック協会も、その保証はその精神においても条文においても現実に履行されてきた、とまじめに信じていることができるでしょうか。

二つの事実が回答を命じていると思われます。

第一は、一九三五年九月二五日にユダヤ電報局によって伝えられように、ドイツの「マカビ」組織は、その二万人のユダヤ人会員が被る差別が帝国スポーツ長官によって定められた規則に違反しているという理由から、一九三四年に約束した協力を撤回した、という事実です。

第二は、その最近の立法によって、第三帝国がユダヤ人からドイツ市民権を奪ったこと、その結果、一九三四年に国際オリンピック委員会に与えられた保証の第三点目が無に帰したこと、そして名誉あるオリンピックのユダヤ人代表が自動的に除外されることです。この立法が基礎を置く公言された原則は、ユダヤ人が劣等人種であ

ドイツ・チームは政治的な理由で選抜され、ドイツ国民のごく一部を代表するでしょう。この点での公的な拒絶は、身体的と心理的の両面でオリンピック競技者のトレーニングがなされねばならないことを知る誰をも、納得させはしないでしょう。

これらの重大な困難は、私の知るかぎり、ベルリン大会への参加問題に対してどのような態度をとるにしても、オリンピック運動と関係を有するすべての人々に同じ苦悩をもたらしています。しかし、私があえて手引きを求めるのは、これらの重大な困難ではなく、法と原則のより限定された論点に関してです。

オリンピック議定書つまり、オリンピック運動全体が築かれてきた基本的な規約―は、極めて重要な二つの条文を含んでいます。

オリンピック大会は平等な資格において、あらゆる国のアマチュアを共に集める。

概して、ある一国に生まれた者であるか、その国の市民権を得た国民だけが、その国旗のもとにオリンピック大会で競い合う資格がある。

国際オリンピック委員会が一九三四年に、第三帝国ではこれらの条文はどのようにユダヤ人競技者に適用されるのか、と問うたときに、ドイツの代表は以下のように回答いたしました。

(一) ウィーン〔総会〕の約束は注意深く守られるであろうし、ドイツを代表する好機をつかんだすべての競技者は、練習する機会を与えられるであろう。

まずは、『タイムズ』編集長宛の投書⁽⁴⁾を取り上げる。かなり長いものだが全文引用する。

拝啓 来年ベルリンで開かれるオリンピック大会を統轄することに責任を有し、かつイギリス・チームをそこへ参加させることに責任を有する著名な諸機関に対して、貴社のコラムを使って大胆にも幾つかの質問を提出してよろしいでしょうか。

これらの機関は、大会に個人的な体験を有するすべての人と以下の点で合意するでしょう。すなわち、理想によつて鼓舞され、現体制の規律によつて統制された「全体主義国家」においては、オリンピック運動全体の最も重要な成果であつた「オリンピック環境」を創り出すことは難しいだろうということです。こうしたオリンピック環境のもとでは、あらゆる種類の政治的意見も、人種や皮膚の色や宗教の相違も、また多くの目的のためには国籍や言語の相違さえも考慮に入れなくてよく、したがつて、すべての大陸からの競技者たちは、完全に平等な資格において、しかも真のスポーツマンシップが成り立つ自発的な友情と騎士道に叶つた理解のもとで、出会うのです。

これらの機関はまた、ドイツ・チームがその精神を他のチームとの関わりの中に取り入れることは非常に難しいだろう、ということにも同意するでしょう。というのは、第三帝国では、政治がすべての組織的なゲームのすべての側面に入り込んでいます―強要されてもいます。大部分のドイツ人―平和主義者、国際主義者、少し前に国民の多数を組織していた左翼政党の著名なすべての支持者、そしてユダヤ人―は、近代史において匹敵するもののない迫害によつて、「オリンピック・クラス」の獲得のために欠くことのできない準備を進めることを、力づくで阻まれています。

を確認したイギリス・オリンピック協会の公式決定を踏まえてのものであったのである。

以上の考察から、エイブラハムズは、TUCの行動についても公衆の感情についても『タイムズ』のような保守的な新聞の報道をもとに判断し、BOAの決定に基づいてノエル・ベーカーに対して意見を表明したことが理解できよう。しかし、エイブラハムズが利用した新聞記事に多分に感情的な批判が目立ったように、当時のイギリスのジャーナリズムが、スポーツ問題に政治的な団体が干渉することを嫌悪する傾向を強く持っており、こうしたジャーナリズムの力がかなりの影響力を持っていたことも事実であった。

七、ノエル・ベーカーの二通の投書

(一) 公表されなかった『タイムズ』編集長宛の投書

前節までに示したように、当初ノエル・ベーカーは、『タイムズ』に投書を公表しようと考えていたが、ハロルド・エイブラハムズの意見に従ってこの投書を取り止めにし、『マンチェスター・ガーディアン』への投書だけを公表したのであった。このベルリン・オリンピックに異議を唱える投書は、一二月七日の『マンチェスター・ガーディアン』に掲載された。ノエル・ベーカーの主張が公にされたのは唯一この投書だけであった。

本節ではまず、公表を取り止めにした『タイムズ』編集長宛のノエル・ベーカーの投書を検討し、それがいかなる内容のもので何を要求していたのか、を明らかにする。次いで、『マンチェスター・ガーディアン』掲載の投書の内容と要望事項について検討し、半年後にベルリン・オリンピックの開催を控えたこの差し迫った時期に、なぜベルリン・オリンピックの放棄を主張したのか、について明らかにする。

に属するのであって、ドイツ政府に属するのではない、そしてこの点にも言及されるべきである、ということ
を強調した。「中略」以下の点が訴えの手紙に具体化されるべきであると決定された。

一、大会は国際オリンピック委員会に属すること

二、オリンピック大会の憲章に定められた第一の基本的原則は、大会は可能な限り完全な条件の下で、平等な立場ですべての国のアマチュアを集めることにあること、イギリス・オリンピック協議会は揺るぎなくこの原則を守ることを守ること

三、大英帝国チームは、競技選手の出自、宗教的信念ないし政治的信条とは無関係に選抜されること、我々がベルリンに派遣するチームは、イギリス国民を代表する統一したチームであること

四、どのような出自や信念を有するイギリス人であっても、イギリス・オリンピック協議会が大会に与えた支持を承認することに躊躇しないこと

五、協議会は、いずれの競技者に対する示威行動もまったく起こらないであろうという、大会に責任を負う人々の十分な確信を得ていること(4)

ここでの議論および決定の要点は、IOC決定の尊重、大会主催権限のIOCへの帰属と国家からの独立ということになる。この会議録は、訴えの五項目も含めてイギリス・オリンピック協議会の見解を明瞭に伝えており、ベルリン・オリンピック反対論者の主張と対比するときに資料としては優れて重要である。また、この会議でハロルド・エイブラハムズの主張が議論をまとめたことにも着目しておきたい。つまり、エイブラハムズがノエル＝ペーカーに対して、ベルリン・オリンピックへの抗議行動の勝算はないと書き送った手紙は、ベルリン・オリンピックへの参加

さて、これまでに見たように、ノエル・ベーカーもエイブラハムズも、各々論拠とする情報をもとに主張していたが、それにとどまらず、二人の見解がある面で鋭く対立したのは、個人的な考え方のずれというだけでなく、二人が属する団体の状況認識と方針の違いが背景にあったのである。

エイブラハムズにあつては、BOAとIOCの決定が絶対であつた。エイブラハムズがノエル・ベーカーに手紙を送つた日付と同じ一二月三日のイギリス・オリンピック協議会⁴⁰の会議録には、ベルリン・オリンピックのための「基金の訴え」の趣旨が詳しく記されている。ここに記されていることは、単に選手派遣の費用のために寄付金が必要であるというばかりでなく、ベルリンで開催されるオリンピックに何故イギリス代表を参加させるのか、という論拠に関わることであつた。エイブラハムズがここでの決定を極めて重視していたことが見て取れる。当該箇所を以下に引用する。

訴えの手紙の文書作成について、また大会の価値に公衆の注目を集める最良の方法について、議論が起つた。エイブラハムズ氏は、国際オリンピック委員会がドイツに大会を割り当てたのであり、そして必要とあらばこの委員会はそれを撤回することができたのであるが、彼らがそこで大会を開催することが正しいと感じている限りは、大英帝国はそれを支持すべきであると考へた、と述べた。それは確かであり、協会は、大英帝国がこの大会に代表を送るべきことをイギリス・スポーツの最大の関心事とみなしていることを、訴えの手紙で述べるのが望ましいであろう。これは、参加するのが賢明であるのか、と多くの場所で表明された疑いを晴らすであろう。

議長は、エイブラハムズ氏によって述べられたことに原則として同意し、彼の所見が容易に訴えの手紙に組み入れられると考へた。アバーデア卿とノエル・カーチス・ベネット卿の両者は、大会が国際オリンピック委員会

容とは異なり、TUCが政治をスポーツに持ち込むことを望んでいないことを先ず正當に評価したうえで、この試合が「純粹に私的で非常に名声の高い組織（フットボール協会）によって準備された純粹なスポーツ・コンテスト」であつて、試合は如何なる政治的な意味も持たないこと、従つてイギリス内務省の管轄外の問題であると説明したのである⁽³⁸⁾。

このTUC総評議会と内務省の議論は最後まで平行線を辿つた。ただし、内務大臣ジョン・サイモンがTUCの行動のし方に理解を示したことは特筆に値しよう。

当初の問題に立ち返ろう。エイブラハムズが指摘した親独的な公衆の感情とは、『タイムズ』を初めとした保守的な新聞記事やサイモン内相が主張したスポーツの政治的中立と、それを根拠としたナチスへの抗議の抑制ということであつて、決して世論が親独的であつたというわけではなかつた。そして多分に、エイブラハムズの状況把握は新聞記事の我田引水であり、一面的でもあつた。というのも、国際連盟同盟によつてなされた「平和投票」の結果では、侵略者に対する制裁を強く求める声が大多数であり、およそ親独的な公衆の感情などと言えるものではなかつたし、すべての新聞が英独フットボール・マッチに賛成であつたわけでも、TUCの行動を批判したわけでもなかつた。例えば、シトリーンが上記の会議で引用した二月二日付の『サンデー・レフェリー』（最大の発行部数を誇る）の記事は、「イギリス外務省は、イギリス人の感情がドイツ政府の残忍性と人間的理解の欠如のゆえに極めて反独的であることを知っており、その両国を互いに接近させることはスポーツ・イベントによつても、従つてフットボール・マッチによつても果たし得ないと感じている」⁽³⁹⁾と記していたし、『マンチェスター・ガーディアン』は、連日紙面を割いて主観を交えることなくシトリーンらの主張を掲載し、ドイツ・チームやサポーターズの様子を伝えていたのである。

務省と内務省に割り込んだ」(『イヴニング・スタンダード』十一月二十九日)。「この島で同国人がフットボールをプレイするのを観ることが許される前に、政治的正しさの試験を受けることが外国人に必要であるとは、TUCを除いていつ誰が考えたのか」(『モーニング・ポスト』十一月二十九日)。「奇妙で不健康」(『デイリー・テレグラフ』十一月三〇日)。「悪意あるもの」(『デイリー・メール』十一月三〇日)。「こんな風に考えることは、イングランドの精神と相容れない」(『タイムズ』一二月三日)。見られる通り、かなりの代表的な新聞がTUCの行動に異議を唱えていたことは明らかである。

だとすると、これらの新聞で批判されたTUCの政治的介入とは如何なるものであったのか、多少回り道になるがこの点を確認しておく必要がある。その政治的介入とは、十一月二十七日付でTUC総評議会書記長ウォルター・シトリーンが内務大臣ジョン・サイモン宛に手紙を送り、英独フットボール・マッチの開催禁止を求めるとともに、二月二日のTUC代表団と内務省代表との懇談会で、意見交換と再度の要望提出をおこなったことを指していた⁽³⁶⁾。この懇談会でシトリーンらが主張したことは以下の点にあった。つまり、ナチ政府はドイツの他のすべてのスポーツ組織、例えば大戦以来かなり大規模にスポーツを実施していたカソリック組織、キリスト教会に付属する組織、キリスト教会のプロテスタント支部、社会主義組織および数多くの独立した組織を解体し、その基金を没収したこと、しかも、ユダヤ人はスポーツ施設から閉め出され、アーリア人とプレイすることを許されていないこと、さらにドイツ・チームに同行すると思われる多数のドイツ人によるロンドンでの行進に、大規模な警察の護衛を付けることはかなりの出費を要し、しかもイギリスのユダヤ人がそうした行進を喜んで見守るとは考えにくいことを指摘し、言葉には出さないが暗に試合の中止を求めたのである⁽³⁷⁾。

これに対する内務大臣ジョン・サイモンの返答の要点は以下の通りであった。つまり、幾つかの新聞が報道した内

ーカーは、ナチスの反ユダヤ政策に対するエイブラハムズらBOAの消極的態度に不満を抱き、何らかの抗議行動を起さねばならないと考えていたことである。

六、エイブラハムズの主張とイギリス・オリンピック協議会の決定

ではなぜ、エイブラハムズは「TUCの行動のために、むしろ親独的でさえある公衆の感情のために時期が悪い」と考えたのか、その論拠はどこにあったのか、ノエル・バーカーとの見解の違いを理解するために、この点の検討をしておきたい。

一二月四日にトッテナム・ホットスパー・グラウンドで開催された英独フットボール・マッチ⁽³³⁾については意見が二分し、反対派の抗議行動が試合前から展開されていた。反対派は、全国労働者スポーツ協会(NWSA)等の労働者スポーツ組織の他に、労働組合や青年組織等にまで及び、ロンドン地区の共産主義青年同盟、労働党青年同盟のロンドン諮問委員会、ロンドン労働評議会、全国鉄道労働組合ウッドグリーン支部等が、その重要な構成組織であった⁽³⁴⁾。

エイブラハムズが親独的な公衆の感情と述べたことは、実は幾つかのイギリスの代表的な新聞の記事に基づくものと考えられ、それを論拠としてTUCの行動を非難したと理解できる。つまり、エイブラハムズが論拠としうる新聞記事が、多数認められるのである。

その主な記事は以下の通りである⁽³⁵⁾。「スポーツへの政治の介入はあまりに忌まわしく、人間らしい交友の泉に毒を入れることである」(『ニューズ・クロニクル』一一月二八日)。「今日、歴史上初めて、フットボールの出来事が外

この問題に関しては、一二月三日付のエイブラハムズからノエル・ベーカー宛の手紙から補足することができる。エイブラハムズがノエル・ベーカー宛に手紙を書いたのは、『タイムズ』へ送付予定のノエル・ベーカーの投書が事前に送られてきていたからであるが、エイブラハムズはどのような返答をしたのであろうか。

私は熟慮の上『タイムズ』にその投書を送りませんでした。「中略」私たちにはもつとも都合が悪く感じられる、このサッカー・マッチに向けての労働組合会議の行動のために、そして今のところむしろ親独的でさえある公衆の感情のために、時期が悪いのです。「中略」私は、あなたが何かを成し遂げたいという強い願いを心に秘めておられることは理解いたしますが、何かが成し遂げられるだろうとは信じておりません⁽³¹⁾。

さらに、一二月四日付のノエル・ベーカーからエイブラハムズ宛の返書から、次の二点を補っておきたい。第一点は、繰り返しになるが、「もちろん私は、あなた（エイブラハムズ）が時期が悪いとお考えであれば、『タイムズ』に私の投書を送ることはいたしません」と約束していることであり、第二点は、「あなたが労働組合会議の行動について述べられたことには、私はまったく同意できません。私の思うに、それは非常に良いことであって、ナチのデモンストレーションをおそらく阻止したでしょう。もちろん、ヒトラーがもつとも破廉恥なやり方で、試合に政治的な役割を負わせていることは明白です」としていることである⁽³²⁾。

ここへきて、ノエル・ベーカーとエイブラハムズの理解と考え方にはっきりとした食い違いが認められる。つまり、英独フットボール・マッチへのTUCの介入についての二人の見解の相違にも見られるとおり、エイブラハムズがオリンピックのベルリン開催を優先させて、ノエル・ベーカーのナチスへの抗議を控えさせたのに対して、ノエル・ベ

の内容の詳細な分析は第七節でおこなう。

『タイムズ』への投書の件に言及しているのは、ノエル・ベーカーが『マンチェスター・ガーディアン』の編集長、W・P・クロージャーに宛てた一二月四日付の手紙である。以下に、その箇所を引用する。

私が相談したハロルド・エイブラハムズとモンテフィオルの二人は、フットボール・マッチについての労働組合会議の抗議に対する憤慨のゆえに、オリンピックク大会について何か公表するには時期が悪いと考えているようです。彼らは一時期よりも世論がより親ナチ的であると考えておりまして、それで私の投書を公表致しませんでした。ですから、私が彼らの忠告に従って行動する場合には、私が彼らの頭越しに『タイムズ』に投書を送ることはかなり難しいことなのです。それゆえ私は、彼らが時期が良いと考えるまで、それを延期することに致します。彼らは二人とも、ベルリンへのイギリス・チームの派遣を中止することに希望がないこと、そして、我々が望みうる最良のことが、反ユダヤ主義を承認しないとイギリス・オリンピック協会によって示されるある種ひ弱な意思表示であること、を確信しているのです。

あなたのお好きなきにどうか私の投書を公表してください⁽³⁰⁾。

この手紙から明らかなのは、ノエル・ベーカーがエイブラハムズらの公的な立場を考慮して『タイムズ』への投書を取りやめにしたが、その代わりに『マンチェスター・ガーディアン』に別の投書を掲載してくれるよう依頼していることであり、そしてナチスに対する「反ユダヤ主義を承認しない」というだけのエイブラハムズらの姿勢を、彼は「ひ弱な」ものと感じていたこと、である。

ここには、本論の展開と関係して極めて重要な事柄が記されている。それらを整理して示すと次のようになる。第一に、決定権を持つ人々の臆病のせいで事態が悪化したことへの憤り、第二に、ベルリン・オリンピックまで一年を切った時点で反対を表明することの難しさ、第三に、自分の同僚の敵意を招いてもベルリン大会反対の意志表示を『タイムズ』の紙面を使っておこなおうとしていること、第四に、『マンチェスター・ガーディアン』の反対の意思を表した論説（後述の一二月五日と六日付のE・A・モンタギューの論説）を支持していること、である。第一と第二の点に関して補足すると、「二年前に思い切って決定すべきであった」とことは、一九三三年五月二日付のエヴァン・ハンター宛の手紙でノエル・ベーカーが期待していたこと、つまり、その年の六月に開かれたIOCウイーン総会において、アバーデアらが中心となって大会開催地をベルリンから移転する決定を下すべきであった、ということである。しかし、この決定は下されなかつたのであり、彼は、ベルリン・オリンピック反対の意志表示をすることが今となっては遅すぎると判断したのである。そして、自分の立場を悪くしても反対の意志表示を決意した背景には、アイダ、カドバリー、ウイルがノエル・ベーカーに宛てた手紙と資料の影響があつたと見てよいであろう。

五、ノエル・ベーカーの投書を『タイムズ』に公表しなかつた理由

次に第二の点、すなわちノエル・ベーカーが『タイムズ』でベルリン・オリンピックについての投書を公表する、としている点について検討する。実は、この投書は結局『タイムズ』に公表されることはなかつた。いわば、草稿のまま日の目を見なかつた投書であつた。まずは、なぜこの投書が日の目を見なかつたのかについて検討したい。投書

あなたがお望みであれば、さらに入手することができるでしょう(27)と記されていることである。実際、亡命者が残した複数の証拠文書がノエル＝ペーカー文書に所蔵されているが(28)、かなり綿密な調査と複数の資料からドイツでのユダヤ人スポーツマンと組織の差別の現状が記されており、こうした情報がノエル＝ペーカーの判断に役立つことは間違いない。

この三通の手紙に対するノエル＝ペーカーの返書の中身についてであるが、どの返書も極めて簡単なものである割には、彼の率直な思いが記されている。一番率直に彼の思いが語られているのがウイル宛の返書であるので、それを全文引用する。

親愛なるウイル

お手紙ありがとうございます。私は、ベルリンでのオリンピック大会について、長らくユダヤ人、オリンピック競技者、その他の人々と連絡をとってきました。

これは非常に入り組んだ問題ですが、二年前に思い切って決定すべきであったのにそうしなかった臆病な人々のせいで、事態はいっそう難しくなっています。この押し迫った時期に大会を中止することはほとんど不可能なことです。冬季競技会が二ヶ月後に始まることになっておりますので尚更です。何十万ポンドもの経費が、すでにその準備に費やされていることを思い起こしてください。

もし私が反対するのであれば、イギリスの参加に責任を持つ人々の敵意を招くでしょうし、以後の私の影響力を弱めてしまうでしょう。にもかかわらず、私は『タイムズ』に手紙を書いておりますし、『マンチエスター・ガーディアン』にまさに掲載されようとしている反対の意思を表した論説を支持しております(29)。

キルヒエンで開かれるオリンピック大会に関する事です」と告げて、「ドイツはこのオリンピック大会から財政的に多くのものを望んでおりますので、もし全面的な抵抗が組織されるならば、何らかの効果があるだろうと私は信じております」と、ノエル＝ベーカーに協力を要請している²⁵。アイダはスポーツ関係者ではなく、ナチスの差別、迫害に反対する運動に関与する人物であるようで、彼の手紙はイングランドのウエストモーランドから出されている。以前にもアイダはノエル＝ベーカーに、イギリスに亡命してきたプリンクスハイムという名の教授のことで援助を求めていた。

カドバリーもまたノエル＝ベーカーに対して次のような協力要請をしている。「私の思うに、おそらくドイツ人はオリンピック大会を彼らの特別な宣伝の手段として利用するでしょう。あなたは、一人のアスリートとして、そして陸上競技界の評議会における卓越した人物として、我々が黙ってこの宣伝を受け入れ、また他のすべての領域と同じくスポーツの世界に、ドイツ人の理論の言外の意味を受け入れることができるとお考えでしょうか。あなたは、大会のボイコットの可能性と難しさについては、私が知る以上にご存じでしょうが、しかし私は、それが考慮されるべきであり、また人種差別の暗黙の容認にもかかわらず大会への参加が認められることを許すよりは、少なくともイギリスの立場を問題全体にわたって明らかにすることをまじめに提案したいのです」と²⁶。カドバリーもまた、手紙の記述から理解して、イギリスで人種差別反対の運動に携わる人物であったと思われる。彼は最近の六年間、トインビー・ホールのレジデントで、イースト・ロンドンの大学セツルメントに関与していた。

三人目のウイルも、前二者とほぼ同じような協力要請をしているが、引用は省く。しかし、以下の記述には注目しておきたい。それは、「現在の状況下にあるユダヤ人スポーツ組織の地位に関する報告書の訳文（急いで私のために準備されたのですが十分なものではありません）を同封いたします。それは信頼できる資料から作成されており、あ

以上のハロルド・エイブラハムズに宛てたノエル・ベーカーの二通の手紙から、次の二点が指摘できる。第一に、ノエル・ベーカーはベルリンでの大会の開催に反対する運動を援助しようと考えているが、時期的にそれに見込みがあるのかどうか躊躇していたこと、第二に、とにかく手元にある証拠文書をもとに『タイムズ』にベルリン・オリンピックの問題を提起しようとしていたこと、である。

四、ノエル・ベーカーへの反対運動援助の要請

本節では、第一の点、すなわち現時点で期待があまりもてそうにならない反対運動をどうして援助していくことになったのかについて、ノエル・ベーカーのその後の手紙を追いながら検討していく。

ノエル・ベーカーは、一〇月初旬は労働党大会で、アビシニア危機をめぐる党内論争や交渉のためにブライトンに缶詰状態であり、その後は、一月一四日の総選挙へ向けての準備や政策づくりで多忙であった。この間に、彼のもとに三通の手紙が届いていたが、彼が返書をしたためたのは一月二六日以降であり、その中で、第一の点に関わる自分の考えを書き記すことになる。彼宛の一通目の手紙は一〇月三日付のアイダ・M・ウィットワースからのものであり、二通目は一月一八日付のG・W・カドバリーからの手紙、三通目は一月二六日付のウィル・A・Fからの手紙であった。この三名の人物の詳細はわからないが、共通してノエル・ベーカーに、ナチスによるスポーツ界でのユダヤ人差別の実態を告げ、ベルリンでのオリンピックの開催に反対する運動を組織するよう求めている。

先ずはアイダの手紙である。アイダは、「現在のドイツにおけるユダヤ人と非アーリア人の迫害には、もう一つ別の側面があります。それについてあなたに助言していただきたいのです。それは、この冬にガルミッシュ・パルテン

情勢全体を再考するようBOAに求めることが妥当であると思っておりますので、問題の全体に渡ってすぐにでもノエル・カーチス・ベネット、アバーデアおよびバーレイと会いたいと思っております。当初からの私自身の考えは、もしいくつかのスポーツ協会が強攻策を採り、『これはオリンピック大会が開催できる環境ではない』と主張したのであれば、口では言い表せない善をなしたであろう、ということですが。しかし、世論はその時、そのような決定を下すには機が熟しておりませんでしたし、また、私の方でも、たまたまちよつとした身振りで示した以外は、何もしない一人のユダヤ人でしたから、少しばかり感情の憤りを感じたにすぎないのです⁽²²⁾と。ドイツの良識的な法律とは何であったのか。これはユダヤ人の市民権を剝奪したニュルンベルク法（一九三五年九月一日制定）を皮肉った表現であったと思われるが、この法律を機に、情勢全体を再考するようBOA委員に求めたいとエイブラハムズがノエル・ペーカーに伝えていることは注目に値する。またこの件では、エイブラハムズは、ニュルンベルク法で「宣言された国家の公式の態度が、ユダヤ人をまったく断固として下等なものとなしておりますから、どんな約束もまったく価値がありません」とも伝えていて、ニュルンベルク法への怒りが感じ取れる⁽²³⁾。しかし、もつと早くにベルリンからオリンピックを移転しようという声が上がっていれば、またエイブラハムズ自身もそうしていれば、情勢は変わっていたかもしれないと付け加えているのは、現時点でのベルリン拒否の扇動は難しいと読みとれなくもない。

ノエル・ペーカーはエイブラハムズのこの返書に対して再度手紙を送り、『タイムズ』に投書することをエイブラハムズに約束している。「あなたがアバーデア、デイヴィッド（バーレイ）他の人に会うご予定でしたら、私が先ず『タイムズ』に投書を公表して、論点のすべてを提起しておきましょう。私の手元には、亡命者が残したかなり質のよい証拠文書があるので。」「⁽²⁴⁾このようにノエル・ペーカーは、ベルリン・オリンピックについて『タイムズ』の紙面を借りて問題提起をすること、これを行動の突破口にしようとしていたことが理解できる。

そうした中で、労働組合会議（TUC）の大会では、戦争の危険を冒してもイタリヤを抑止するという回答を労働党執行部に送ることが決定された。これを受けての一〇月初めの労働党大会はかなり紛糾した。最終的に、国際連盟規約に定められたすべての必要措置を求める執行部決議案が承認され、ドールトン、ハーバート・モリソンらの宥和論者もしぶしぶこれを認めたが、クリップスらは国際連盟を盗賊組合として認めず、最後まで連盟の措置に強力に反対した⁽²⁰⁾。挙国政府の手に軍備を委ねることには労働党は一致して反対であったが、集団安全保障をめぐる議論は第二次世界大戦が勃発するまで收拾がつかなかったのである。

以上のように、平和投票からアビシニア危機に至る政治課題をめぐって、労働党内の見解をイタリヤへの厳しい制裁を求める方向に組織する活動に、労働党全国執行委員会委員であるノエル・ペーカーは忙殺されていたのである。そして、こうした運動の最中に、ノエル・ペーカーはエイブラハムズを初めとしてさまざまな人々と、ベルリン・オリンピックをめぐって手紙で情報交換や議論をおこなったのであった。

さて、九月二四日付のエイブラハムズ宛の手紙であるが、この中でノエル・ペーカーは重要な相談を持ちかけている。つまり、ノエル・ペーカーは、「来年ベルリンでオリンピック大会が開催されることに反対して進められている扇動」を援助する意向であることをエイブラハムズに伝え、そうした扇動の勝算について意見を聞いている。しかも、「もしそれが確実に失敗する運命にあるのでしたら、それに無駄な時間を費やすときではありませんし、私は今とても忙しいのでなおさらです」とも伝えている⁽²¹⁾。ノエル・ペーカーがとても忙しいと記しているのは、すでに見たとおりである。

この手紙へのエイブラハムズの返答は九月二五日付の返書でなされた。ノエル・ペーカーが尋ねた扇動の勝算については、エイブラハムズは次のように記し、明確な回答は避けている。「私は、ドイツにおいて良識的な法律以降、

ところで、ノエル・バーカーがこうした議論や交渉を開始した時期は、まさにアビシニア危機が生じ議論された時期と重なっていた。イタリアの軍隊がアビシニア（エチオピアの旧称）を攻撃したのが一〇月三日であったが、すでにその三ヶ月前の六月二日に、ノエル・バーカーは国際連盟同盟¹⁶で共に活動する保守党政治家のロバート・セシルに次のように書き送っている。「アビシニアが益々気にかかっております。私の戦慄。ドールトンは、ヒトラーがあまりに危険であるがゆえに、我々がムツソリーニと争ってはならないし、また最悪の惨事がヨーロッパに続いて起こらないように、M（ムツソリーニ）をH（ヒトラー）との同盟に追い込んではいけません」と主張する傾向がありました。しかし私は、それが党（労働党）の態度ではないであろうと確信しておりますし、事実私は平和の女神を中心に描き、そうならないようにヒュー（ドールトン）を説得しております¹⁷と。

この手紙が書かれた同じ月の二八日には、セシルとノエル・バーカーが重要な関わりをもった平和投票¹⁸の結果が発表され、国際的軍縮と集団安全保障の重要性がイギリス国民の圧倒的多数（返答が得られた一一〇〇万人の内の九割）によって求められていることが、衆目の一致する所として示された。こうした国民の声はノエル・バーカーやセシルらに加わっていた国際連盟同盟の政策を肯定するものであったが、イギリス国内の平和投票の質問項目をめぐり労働党内では意見対立が現れた。つまり、平和投票の最後の質問、もし必要とあれば侵略者に対して軍事的手段を用いてもよいか、という質問（実際、投票者の七四・二パーセントが賛成の回答を寄せた）をめぐる対立が生じたのである¹⁹。労働党内の平和投票への反対者は、こうした質問は戦争を挑発するものと批判した。このような労働党内の対立はアビシニア危機に際しても現れ、前述のノエル・バーカーのセシル宛の手紙の中にも記されていたように、侵略者への確固とした制裁を要求しないドールトンを初めとする労働党全国執行委員会の若干の委員を牽制し包囲する動きが労働党内でつくられた。

エル＝ベーカーの手紙の内容を知らせたことは当然であった。ノエル＝ベーカーの問い合わせの身を、それだけ重要な問題とハンターも考えたのであろう。彼はノエル＝ベーカー宛の返書の中で次のように語っている。「オリンピック大会がベルリンで開催されるのかという事柄のすべてが目下非常に難しい問題であり、そして、IOCがそのことを非常に心配しているのを私は知っています。〔中略〕多くのオリンピックの問題と同様に、私は関係するすべての人々が満足いくように、それが解決されることを期待しております」⁽¹⁴⁾と。この文章から、エヴァン・ハンターは六月のIOC総会に期待を寄せ、そうした期待をノエル＝ベーカーにも伝えたということができる。これに対するノエル＝ベーカーの感謝の手紙は、オリンピックの問題にはまったく触れず、イギリス帝国競技大会に役員として参加しているハンターの労を労う内容となっていた。

この往復書簡からは、ノエル＝ベーカーが、この時期にこの問題をこれ以上大きくしようとは考えていなかったことが伺われる。エヴァン・ハンターと同様に、IOC総会の議論に期待を寄せていたのである。

三、ノエル＝ベーカーとハロルド・エイブラハムズの往復書簡

エヴァン・ハンターとの手紙のやり取りがあつてから二年以上の空白の後、ノエル＝ベーカーは再び、というより今度はベルリン・オリンピックへの反対の立場を固めて、さまざまな人々との情報交換、議論、交渉を開始する。その中心的な議論や交渉の相手はBOA委員のハロルド・エイブラハムズ⁽¹⁵⁾であつた。エイブラハムズに宛てた手紙は、一九三五年九月二四日付のものが最初である。エイブラハムズはこの当時、イギリスでのオリンピック運動を実質的に担った人物であつたから、ノエル＝ベーカーが彼との交渉から始めたのは道理のあるところであつた。

競技での人種差別の証拠を注意深く検討した後、アマチュア競技連合（AAU）会長のジェレマイア・マホーニーらが、一二月のAAU総会に向けてボイコット運動を組織する大運動を展開していった⁽¹¹⁾。

イギリスではノエル・ペーカーが、一九三三年五月という早い時期に、第一一回オリンピックのベルリン開催を問題とする手紙を友人のエヴァン・ハンターに送っている。エヴァン・ハンターはBOA書記の要職にあり、BOA内でオックスフォード大学陸上競技部を代表する立場にあった。

ノエル・ペーカーは五月二日付の手紙で、エヴァン・ハンターに次のような問い合わせをおこなった。すなわち、ノエル・ペーカーは「次のオリンピック大会がベルリンで開催されるべきかどうかの問題について、あなた（エヴァン・ハンター）に手紙を書くようにと多くのところから懇願され」ていると先ず告げて、「オリンピック議定書に背いて」、「今から一九三六年までに、すべてのナショナル・チームからユダヤ人を組織的に排除するのであれば、ユダヤ人は大会に参加することを事実上妨げられるであろう」から、「大会は他のところで開催されねばならないと今結論を下すことが可能であるかどうか⁽¹²⁾と問うた。まさにこの時、ノエル・ペーカーはジュネーブで世界軍縮会議の二年目の活動を展開中であり、極めて多忙であった。ところが、この活動の中で、さまざまな平和・軍縮運動の活動家たちからこうした懇願を受けたのである。「それがここジュネーブでの夥しい数の良識ある審判によって、政治的な見地からの要望として私に押し付けられた」のだと、ノエル・ペーカーは記している⁽¹³⁾。良識ある政治的な見地からの要望は、ノエル・ペーカーにとってそれが正当ではあっても「押し付けられた」ものであった。

ノエル・ペーカーからハンター宛のこの手紙の写しは、ハンター自身によって、BOA議長でありIOC委員でもあるアーバデアのもとに送られた。これはハンターの一存でなされたことであるが、次期オリンピックをベルリンから移転するかどうかの問題はIOCの議決事項であり、その意味で、彼がこの問題に関与できるアーバデアに、ノ

違っていなかったと断言していた。さらに、モスクワ・オリンピックの開催がソ連の軍事侵略へのロシア国民の反感を強めることになるとも記していた。彼は、ベルリン・オリンピック以後幾多の試練に直面してもなお、オリンピック運動の国際的な影響力に対して絶大な信頼を寄せていたのである。

今となっては、ベルリン・オリンピック不参加を生涯での最悪の誤りの一つであった、と述懐したノエル＝ベーカーの真意はつかみえない。しかし当時彼が、どのような人との交流の中で、どのような状況認識のもとに、ベルリン・オリンピックに反対せざるを得なかったのか、またどのようなやり方で反対を表明したのか、そして最終的にオリンピック運動の何を擁護しようとしたのかについては、我々は史実を辿り客観的に考察しなければならないと考える⁽¹⁰⁾。このことが本論文の課題である。

二、ノエル＝ベーカーによる最初の問い合わせ（一九三三年五月）

ベルリン・オリンピック反対運動は、ドイツでナチスが政権を執った一九三三年一月以降に始まる。それは、各国のオリンピック運動の関係者、平和運動の闘士、人種差別に反対する人々が、ベルリン・オリンピックを政治的文化的ナショナリズムの発場の場として利用しようとするナチスの策謀に危機感を持ち、また、ナチスがユダヤ人やナチスの政策に反対する人々をドイツのスポーツ界から排除しようとしたことに憤りを感じたからであった。もっとも早くにベルリンからの開催地移転を訴えたのはアメリカ合衆国であった。一九三三年三月に、『ニューヨーク・タイムズ』がベルリンでの大会開催に疑問を投げかけ、同年六月のIOCウィーン総会で、チャールズ・シエリル委員らが競技での人種差別をしないよう大会組織委員会の代表に確約を迫る等の行動を起こした。そして一九三五年秋には、

九三六年当時のドイツで起こっていた事柄、そしてその事柄に関するイギリス政府の誤解といった事実に基づく主張と、オリンピック運動の平和的貢献や戦争の無力化といった希望的観測とが入り交じっているが、彼のオリンピック運動に対する不動の意思がはっきりと理解できる。

このようにして、モスクワ・オリンピックの不参加問題に関する論争に巻き込まれたノエル・ペーカーは、事態の深刻さを考慮して、一九八〇年三月一七日付の『ガーディアン』に「オリンピック―政治によって破壊されるにはあまりに貴い―」と題する論説を公表して、オリンピック運動の存続意義を広く訴えた⁹⁾。イギリス政府の勧告に対して内々で異を唱えるだけでは、問題の解明にも事態の收拾にも役立たないと考えたからであった。この論説は、ベルリン・オリンピック当時の彼の心情を誠実に語るとともに、イギリス政府がソ連のアフガニスタン侵攻に対して明確な制裁の姿勢を示さないで置きながら、代償としてモスクワ・オリンピックをボイコットさせようとした、その対応のまずさと欺瞞性について告発し、最後に、長い歴史を持つオリンピック運動がいかに国際平和に貢献しうるかを力強く説くものであった。アントニーが筆者に宛てた手紙には、「フィリップがベルリンについて語ったことは、私の知る文書にはない」と記してあったが、実は、ノエル・ペーカーがアントニーら身内に語った述懐とあまり変わらないことを、この論説でも記していたのである。「ベルリン大会に出席しなかったことは〔中略〕私の生涯での最悪の誤りの一つであった」と辛辣に自己批判する記述はなかったが、「ベルリンに行かなかったという私の自己犠牲は、有益な目的のために何の奉仕もしなかった」等の見解は率直に語られていたのである。

これまでの考察から以下のことが明らかとなる。つまり、ノエル・ペーカーは、ユダヤ人と労働者政党の党員がドイツ代表チームに加わることをナチ政府が認めなかったがために、ベルリン・オリンピックには参加しなかったと説明しており、また、ベルリン・オリンピックへの不参加については強く自戒しているものの、その時の状況認識は間

です」と(6)。つまり、前出の引用文で語られていることは、ノエル＝ペーカーがアントニーらに非公式に伝えたものであり、ベルリン・オリンピックからほぼ半世紀経って語られたものであったことである。そして、それは彼の死の二年前のことであった。アントニーは、長らくノエル＝ペーカーのアシスタントとして、またBOA委員として、オリンピック運動に携わってきただけに、ノエル＝ペーカーのベルリン・オリンピックについての意味深い述懐を文字に残そうと考えたのであろう。だが、ノエル＝ペーカーへの配慮からか、彼はノエル＝ペーカーの述懐に関する何の注解も残さなかった。

次いで、この時期もう一つ厄介な問題が持ち上がった。ノエル＝ペーカーが外務・連邦大臣のダグラス・ハードから、モスクワ・オリンピック不参加を要請する政府勧告に同意を求める手紙を受け取ったのである(7)。この半ば強圧的な外務・連邦大臣の手紙に対して、ノエル＝ペーカーは、ベルリンとモスクワの二つのオリンピックに関する自分の考え方を簡潔に説明する返書を送った。そこに書かれた内容はきわめて重要であるので、その要点を以下に記す。それは、第一に、モスクワ・オリンピックのボイコットを決定した政府の態度は、「オリンピック運動の全面的な無視に、そして一九三六年にベルリンで起こったことの全面的な誤解に基づくもの」であること、第二に、ベルリン・オリンピックが伝えたメッセージはヒトラーの策略を無に帰し、「すべての国民がオリンピック大会によって劇的に感動的に表される共通の利害と友情で互いに結ばれ」たこと、第三に、ノエル＝ペーカーは「ドイツ人の友人からの豊富な証拠を持って」いたので、「ベルリンで何が起こり、その後どうなったのかを説明した記述はまったく正当なもの」であったこと、第四に、モスクワ・オリンピックが発するメッセージは、ソビエトの軍事侵略に反対するロシア国民の感情を強めること、第五に、ノエル＝ペーカーが「オリンピック運動は私の生涯で最高のものであり、今世紀に真に驚くべき成功を成し遂げた唯一の国際的運動であると考えて」いること、であった(8)。この返書には、一

るノエル・ベーカークのスピーチ・エッセイ集『スポーツの人、平和の人』から知ることができる。アントニーが次のように書き留めていることに注目したい。

ベルリン・オリンピックはその年の中心的なスポーツ・イベントであった。しかし、フィリップは出席しなかった。一九八〇年のモスクワ大会に関してイギリス国内で熱い議論が行われている最中に、反モスクワの議員は、フィリップ・ノエル・ベーカーク（一九八〇年オリンピック大会の忠実な支援者）がかつて一九三六年大会を「ボイコットして」と申し立てた。これはノエル・ベーカークの猛烈な反論を呼び起こした。彼が述べるには、「私がベルリン大会に出席しなかったことは確かであるが、これは、私がアドルフ・ヒトラーの考え方が邪悪であると思ったからではない、確かにそう思いはしたが。それは、ユダヤ人とドイツの労働者政党の黨員がチームに加わることを許されていない、と私が理解したからであった。本質的な違いがそこにある。」〔中略〕「しかし振り返ってみると、これは私の生涯での最悪の誤りの一つであった。一九三六年以来ずっと私は、ベルリンのスタジアムにおいて、私の友人ゴッドフリー・ブラウンが四〇〇メートルで金メダルを勝ち取るのを見るべきであった、そして、素晴らしい黒人男性ジェス・オーエンズが、アドルフ・ヒトラーの人種理論の無意味さを証明するのを見るべきであった、と思い続けてきた。」〔5〕

この引用文にはノエル・ベーカークの語った箇所があるが、これは我々が参照しうる文書資料にはない。この件について筆者がアントニーに手紙で問い合わせたところ、アントニーから次のような返信があった。「フィリップがベルリンについて語ったことは、私の知る文書にはありません。しかし彼は、私たちに口頭でそれについて説明されたの

ともにベルサイユ体制の安定が崩れ、各国にファッシヨ的な独裁政治体制が誕生した一九三〇年代に入ると、ノエル・ペーカーはイギリス国内での「平和投票」の計画・組織化、イタリアのアビシニア侵略への制裁の要求、ナチスの侵略阻止と共和国スペイン擁護の活動等に全力を傾けた。両大戦間期を通じて、彼の頭脳と身体は労働党の活動と平和・軍縮運動に忙殺され続けた。しかし彼の意図に反して第二次世界大戦は起こってしまった。彼はその時の経験を踏まえて、武力ではなく平和外交によって国際問題解決を図り正義と人權を擁護するための機関、国際連合の創立に参画し、次いでパグウォッシュ会議や原水爆禁止世界大会等の運動に尽力した。一九八一年八月八〜九日に長崎で開催された原水爆禁止世界大会には、九一歳の高齢を押して出席し、挨拶と決意表明をおこなっている。このような平和と軍縮のための国際活動が評価されて、彼は一九五九年にノーベル平和賞を授与された。

ノエル・ペーカーについて研究した人々は皆、彼の平和・軍縮運動への功績を綴っている。ノエル・ペーカーに関する唯一出版された伝記では、「平和のための闘士」としての彼の思想と行動が克明に記録されているし⁽²⁾、近年の国際関係史の研究でも、彼は「法による平和」を説いた戦間期理想主義者の一人として取り上げられ、「一九二〇年代から一九五〇年代に至る間ずっと、軍縮と国際法問題に関する労働党内随一の権威であった」⁽³⁾と評価されている。以上のように、オリンピック運動と平和・軍縮運動の二足の草鞋を履き続けたノエル・ペーカーであったが、その彼が、一九八〇年のモスクワ・オリンピックを前にして、生涯最後の試練に直面した。それは、一九七九年冬のソ連によるアフガニスタン侵攻に関するイギリス国内での論戦で、ある保守党の議員がモスクワ・オリンピック・ボイコット⁽⁴⁾を正当化する論拠として、一九三六年のベルリン・オリンピックをボイコットしたノエル・ペーカーの行為を一例として持ち出したからであった。この議員の言動に対して、ノエル・ペーカーは怒りを爆発させた。この時のノエル・ペーカーの心境については、オリンピック運動で彼と歩みを共にしてきたドナルド・アントニーの編集によ

苦悩するノエル・ベーカー

——一九三六年ナチ・オリンピックへの抵抗

青沼裕之

一、『スポーツの人、平和の人』に著された述懐

フィリップ・ノエル・ベーカーは、晩年に「オリンピック運動は私の生涯で最高のものであり、今世紀に真に驚くべき成功を成し遂げた唯一の国際的運動である」と述べたごとく、その全生涯を通じてオリンピック運動に献身した。ケンブリッジ大学に在籍した当時から陸上競技で頭角を現し、一九二二年から第一次世界大戦を挟んで一九二四年までに三回のオリンピック大会に出場し、一九二〇年の大会で一五〇メートル走で銀メダルを獲得し、一九二四年の大会ではイギリス選手団の主将を務めた。その後は、イギリス・オリンピック協会（BOA）の役員として、文字通りオリンピック運動を担い支え続けてきたのである。彼は幾度となくオリンピック運動で試練に直面したが、生来の楽天主義と理想主義、そしてフェアプレイの精神でもって、挫けることなくオリンピック運動を擁護し続けた。

また彼は生涯を通じて、スポーツの人であるとともに平和の人であった。第一次世界大戦後に国際連盟の事務局で働き始め、一九二四年にはロンドン・スクール・オブ・エコノミックスの国際関係論の初代教授となり、一九二八年には国際法の学識を持って労働党政綱の外交分野を起草する等、平和・軍縮の国際活動に尽力した。世界恐慌と